

第百六十二回国会
衆議院
国土交通委員会
議 録 第 十 七 号

平成十七年五月十七日(火曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 橋 康太郎君
理事 衛藤征士郎君 理事 萩山 教蔵君
理事 望月 義夫君 理事 山口 泰明君
理事 阿久津幸彦君 理事 金田 誠一君
理事 土肥 隆一君 理事 赤羽 一嘉君
理事 岩崎 忠夫君 理事 江崎 鐵磨君
理事 小西 理君 理事 木村 隆秀君
理事 佐藤 勉君 理事 河本 三郎君
理事 菅原 一秀君 理事 櫻田 義孝君
理事 武田 良太君 理事 高木 毅君
理事 寺田 稔君 理事 中馬 弘毅君
理事 二階 俊博君 理事 美梨 康弘君
理事 林 幹雄君 理事 福井 照君
理事 古川 禎久君 理事 保坂 武君
理事 松島みどり君 理事 松野 博一君
理事 森田 一君 理事 菅 直人君
理事 下条 みつ君 理事 高木 義明君
理事 玉置 一弥君 理事 樽井 良和君
理事 中川 治君 理事 中野 譲君
理事 長安 豊君 理事 伴野 豊君
理事 松崎 哲久君 理事 三日月大造君
理事 和田 隆志君 理事 若井 康彦君
理事 若泉 征三君 理事 佐藤 茂樹君
理事 白保 台一君 理事 穀田 恵二君

政府参考人
(国土交通省住宅局長) 山本繁太郎君
政府参考人 矢部 哲君
(国土交通省海事局長) 吉井 一弥君
政府参考人 吉井 一弥君
(住宅金融公庫理事) 亀井 為幸君
国土交通委員会専門員

委員の異動
五月十七日

辞任

補欠選任

河本 三郎君 佐藤 勉君
高木 毅君 福井 照君
松野 博一君 松島みどり君
室井 邦彦君 中野 譲君
谷口 隆義君 白保 台一君

同日

辞任

補欠選任

佐藤 勉君 河本 三郎君
福井 照君 高木 毅君
松島みどり君 小西 理君
中野 譲君 室井 邦彦君
白保 台一君 谷口 隆義君

同日

補欠選任

小西 理君 松野 博一君

五月十七日

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発
法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第
五六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

独立行政法人住宅金融支援機構法案(内閣提出

第二六号)

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発
法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第
五六号)

○橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、独立行政法人住宅金融支援機構法案
を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土
交通省住宅局長山本繁太郎君、海事局長矢部哲
君、金融庁総務企画局審議官鈴木勝康君及び住宅
金融公庫理事吉井一弥君の出席を求め、説明を聴
取いたしたいと存じますが、御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。

○橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。松島みどり君。

○松島委員 私は国土交通委員会の正規のメン
バーではございませんが、都市選出の議員といた
しまして、住宅政策については特に自分にとって
も重要な課題として取り組んでまいりましたの
で、今回質問させていただきたいと思っております。

金融面におきます官から民へ、これは小泉改革
の柱の一つであり、私は重要なテーマだと思っ
ております。したがって、二年後に住宅金融支援
機構というものに現在の住宅金融公庫が変わる、
変更するということは大事なことでありと思いま
す。

ただ、この二年後の新機構スタートまでに解決
しなければならない諸問題がまだたくさん残って
いると思います。利用者のために国土交通省と金
融庁に留意していただきたい点、さらに、今後期
待したい住宅政策について質問させていただきます。

まず第一に、融資対象者の選別の問題について
でございます。

民間金融機関は、物件ではなくて借り手の勤続
年数や業種、そういった借り手の属性によって融
資を断るケースが間々ございます。実は私も昨年
五月、自分の選挙区に、ずっと賃貸住宅に住ん
でいたものですから、マンションを購入いたしまし
た。銀行には全部融資を断られて、民間銀行
には借りられなくて、住宅金融公庫があるうちに
とって昨年五月に借りた次第でございます。

ちなみに、私はこの政治の世界に入る前、朝日
新聞の記者をしておりました。このころは、生活
環境の変化によって二回、独身時代と結婚してか
らと二回、マンションを買ったり売ったりしたん
ですけれども、どちらも民間銀行は喜んで貸して
くれましたが、国会議員というのはどうも嫌われ
る商売のようでして、貸していただけない、そん
な記憶を新たにしているところでございます。

本来なら、公庫証券ローン、フラット35、今度
いいのができました、パンフレットもきれいなの
もございます。このフラット35というのは、三十
五年間ずっと同じ金利、フラットな、同一の金利
で貸してくれるということでフラット35というよ
うでございますが、これの適用により、銀行の貸
し出しリスクは、例えば相手が国会議員であれ、
中小企業であれ、外資系の会社をどんどん移り歩
いている人であれ、銀行のリスクはなくなるはず
でございます。これを使えばいいんですけれども
も、これを用いれば、住宅金融公庫がなくなつて

も、住宅機構がバックについてこれやってくれ
ると、銀行のリスクはなく貸し出せるはずで
す。そこで質問なんですけれども、もし銀行から、
あなたは勤続年数が短いからとか、あなたのお仕
事は不安定だからとか、そういうようなことを言
われて貸せないという状況だった場合、ある
いは、銀行ははつきりそういうことは口に出さ
ないけれども、どう考えてもそれが理由じゃないか
というように感じた場合に、その銀行に対してフ
ラット35を適用してください、これでおたくの
リスクはなくなるじゃないかと銀行に言うことが
できるのでしょうか。そして、銀行の担当者がそ
れでも渋った場合、新しくできる住宅機構に苦情
を訴えることはできるのでしょうか。そういったこ
とについて質問させていただきます。

ちなみに、このフラット35は、現在の公庫の直
接融資と同じように、勤続年数などの要件は設け
ておりません。質問させていただきます。

○山本政府参考人 まず一点目の、当該金融機関
が公庫と契約を結びまして、証券化支援業務を利
用したフラット35を提供しているということであ
れば、御利用になれます。銀行に対してこれを利
用したいということをお話しになれます。

もう既に住宅金融公庫の時代から、昨年の十
月から証券化事業をやっておりますけれども、そ
の過程で公庫と銀行とは協定を結びまして、統
一的に定めました基準、その中には当然、勤続年
数とか業種は要件として入っております。それを
合理的に判断して審査するようにという協定が設
けられておりまして、そのとおりにならない場
合、金融機関がこれに違反して的確にやらない場
合は、公庫において違反を是正しないというこ
とを求めることができるようになっております。
したがって、お客様からクレームがありまし
たら、それが契約した機関であれば的確に指導
しまして、さらに、是正する措置を講じない場合
は契約を解除することもできるという仕組みに
なっておりますので、従来の公庫の直接融資と同

じように、そういう勤続年数等によって融資選別
をすることなく、国民の皆様がフラット35を御利
用になれる仕組みとなるわけでございます。

私も、あくまでも金融機関がこれに参加し
ていただくということが非常に大事ですので、フ
ラット35を周知し、全国のさまざまな金融機関に
これを取り扱っていただくというためのいろいろ
な努力を重ねてまいりたいと思っております。

○松島委員 一応安心いたしました。

金融機関が、都合のいいときだけこれからでき
る機構との関係を使ってフラット35を活用して、
自分がやたくない案件についてはこのことを内
緒にして隠しておいて、借り手に対して断るとい
うことがないように、それはきちっと周知徹底し
ていただきたいと思います。

二番目の質問でございます。これもPRに関し
てでございます。再来年、二年後の四月に機構
を設立して、個人向けの住宅ローンは災害関係を
除いて廃止されるということになります。しか
し、一般の国民は、住宅金融公庫がなくなるなん
てだれも、今はほとんど知りません。それで、二
つの意味で周知させることが必要だと思いま
す。対策はどのようにするのでしょうか。

一つは、既に借りている人への対応でございま
す。住宅金融公庫の個人向け貸出残高は、十五年
度末で五十四兆円、住宅ローン貸出残高全体の三
割に上っております。非常に大きなボリュームがあ
ります。ことし三月時点で四百十兆円の貸出し
が残っている。つまり四百十兆円が借りた状況で
いるというのは、やはりこれはすごいことだった
なと思っております。

この公庫がなくなっても、既に借りている人た
ちは何も変化がないんだ、安心していいというこ
とをぜひ知らせたいだいたいと思うことと、も
う一つは、現在は、例えば倒産とか解雇、そう
いった事情によって返済が困難になった人に対し
ては、返済期間の延長や元本の据置きなど、い
ろいろな返済特例が講じられております。これが、

今既に公庫から借りている人が、公庫がなくな
って機構になってからもそういうような返済困難者
に対する対応をとられるのかどうかを確認させて
いただきた。そして、このこともしっかりと、
もしそれがオーケーなんだたらば、きちっと知
らせるようにしていただきたと思っております。

それがPRの一点目です。
もう一つは、まだ借りていない人、きょう、今
の現在もいつか家を買おうとかタイミングをはか
っている人たちが世の中には大勢いらっしゃるま
す。この法律が成立した段階で速やかに、十九年
四月以降は公庫で借りるという選択がなくなる
んだということ、先ほどの山本局長のお話です
と、フラット35を利用すれば銀行で借りても大
丈夫ということですが、やはりどうせなら
住宅公庫に借りたいという方もいらっしゃるで
しょうから、今がチャンスだ、今のうちでないと
だめだということを広報していただきた。

そして、そういう広報をすることによって、
ひょっとしたら十九年三月までに駆け込み需要と
いうか、公庫があるうちに借りたい、そういう
人、私も去年、今ごろそういう心境にあったん
ですけれども、そういう人が発生するかもしれない
。それに対応するだけの、こういうちゃんとし
た対策をとっていただきたと思います。

いかがでしょう。これはぜひ大臣にお願いしま
す。
○北側国務大臣 大変大事な御指摘をちょうだい
しました。周知徹底をしっかりと図ってまいりたい
と思っております。

御指摘のように、平成十九年の四月に住宅金融
公庫は廃止をされまして、独法でございます住宅
金融支援機構が設立をされるわけでございます。
しかしながら、今までに公庫が融資を行った債
権の管理につきましては、新法人が引き継ぐこと
により、利用者の方には従来の融資条件と変わる
ことなく返済を続けていただくこととしておる
ところでございます。
また、公庫は、経済状況の悪化等により返済困

難となった利用者に対して返済相談を実施し、利
用者の実情に応じて返済期間の延長等に応じるな
ど、きめ細かい対応を行っておりますが、これも
また、新法人において同様の対応を行ってまい
りたいと考えております。

また、新法人の業務につきましては、今委員
おっしゃいましたように、災害関係を除く個人向
け融資は原則として廃止でございますが、民間に
よる長期固定住宅ローン、フラット35の供給を支
援する証券化支援業務により、従来の公庫が直接融
資により実施してきた長期固定ローンの安定的な
提供を引き続き推進できるものと考えているとこ
ろでございます。

こうした一連の改革の内容につきましては、今
委員の御指摘のように、周知徹底することが非常
に大事だと思っております。消費者の無用な混乱を
防ぐためにも、ホームページ、新聞広告、説明会
の開催、利用者への通知等、さまざまな手法によ
り十分な対応をまいりたいと考えているところ
でございます。

とりあえず以上でございます。

○松島委員 わかりました。

あわせて、私、後段でお願いいたしました、と
にかく十九年にはこうなるんだということをぜひ
これからしっかりとPRしていただきたと思っ
ております。そうした場合に、よく、何でも契約
書というものは、細かい字でいっぱいいろいろな
ことを書いてあるとわからないので、ぜひそうい
うPRの際には今までもと全く変わりがせんとい
う一言を、新聞広告であれ、今借りている人へのお
手紙の通知にしても、それを大々的に書いていた
だけばと思っております。

金融庁に質問させていただきたいと思いま
す。
国土交通省が行いました民間住宅ローンの実態
に関する調査によりますと、住宅取得予定者の五
二%が固定金利型を望んでいます。その一方で、
民間金融機関が貸し出した住宅ローンのうち、長
期固定ローン、この場合、長期といってもさつき
の三十五年と違って民間の場合は十年を超してい

る場合に長期というんですけれども、十年を超している長期の固定ローンは平成十四年度が三・三%だけ、十五年度は九・四%にふえましたが、これはトップ行がキャンペーンを行った結果でございす。そして、そのキャンペーン期間が終わったら、十六年度上半期はまた四・七%に下がってしまっていました。

そこで、二つ質問がございす。

これまで金融庁は中小企業向けの貸し流しや貸しはがし対策についてはいろいろと対策を講じてこられました。住宅ローンについても各行が長期固定ローンの金融商品を用意するように、そして、かつ、どだけのお客さんが、用意していても、変動金利型、短期の固定金利ローン、あるいは長期固定金利ローンと大きく分けて三種類考えられるとして、どれぐらいの状況で銀行からは借り、比重を置いているかというふうなことなども公表するように指導するお考えはないでしょうか。

銀行は、個人向けに対しては、例えば給与振り込みとか公共料金の引き落とし、そういったことで個人客のメインバンク化を図っております。そして、そういうメインバンクとしてくれているお得意さん、お客さんに対しては、住宅ローンも借りやすくしているような仕組みをとっているところもございす。

そういう意味で、住宅ローンの品ぞろえについても各行が公表する仕組みをつくっております。個人が銀行を選ぶ際の有力な情報になるんじゃないか。今は銀行は何となく近くにあるからとかそんなことで決めているけれども、将来、みんなサラリーマンが、そのうちお金を借りて住宅ローンを組んで家をつくるんだ、買うんだという頭に立ちましたら、じゃ、日ごろからこの銀行につき合っておいた方がいいなという選択ができるように、そういう情報公開を金融庁としても促していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○鈴木政府参考人 近時、民間金融機関の住宅

ローンにつきましては、御指摘のように貸出残高も増加しております。また、利用者ニーズに応じたさまざまな商品開発なども進められているものと承知してございます。こうした取り組みにつきましては、一般に、各金融機関がみずからの経営戦略で、そして、その一環としてさまざまな媒体を通じてまして広告宣伝を行っております。既に民間事業者等が運営している住宅ローンにおきましても、住宅ローンを比較したウェブサイトに今もできておりまして、利用者側のニーズにこたえた情報を提供しているものと承知しているわけでございます。

今御指摘の、しからば金融庁としてどういった対応ができるのか。各金融機関の取り組みなどを比較、公表することについてどうかとお尋ねでございすけれども、その方法いかによっては特定の金融機関の推奨につながっては、これはいいなと思ひます。

したがって、慎重な検討は必要であると思ひますが、ただ、今委員の御指摘で貴重な点は、利用者利便に資するという点でよく考えるべきであるということであろうかと思ひますので、金融庁としても、何ができるかという点については今後勉強させていただきたいと思っております。

○松島委員 時間が少なくなつてまいりましたので意見を述べさせていただきます。今、最初の三年間とか最初の一年間だけ例えば金利が1%という超低金利で、その後は変動金利にする、そういうようなローンを民間が随分出してあります。そうしますと、お客さんも、最初、よく事情がわからないで説明不足の場合に、後からどれだけのなるかわからないことになっております。

例えば、日本弁護士連合会が五味金融庁長官に三月に要請を出しているんですけれども、その中の記述で見ましても、例えば、三年固定金利年1%の条件で三千万円の住宅ローンを組んだ場合、三十五年で返済する場合、最初の三年間は月八万四千円の返済で済むんですけれども、その後、例

えば金利が年三%になったら、毎月の返済額は当初より三割以上ふえて月十一万円以上になつてしまいます。そういったことをきちんと金融機関が説明するように。

そしてまた、今、全国の消費者の相談窓口には、住宅ローンの支払いに関する説明が不十分だったために途中で返済が困難になつたというような相談が多く寄せられておりまして、全国の消費生活センターと国民生活センターに対しては、こういった相談事が平成十二年度は九百七十一件でしたけれども、十五年度は、つまり三年後には一・五倍の千四百八十三件になっております。

こういうことがないように、ぜひ金融庁としても御指導いただきたいと思います。答弁は結構でございす。

最後に、公営住宅への優先入居について国土交通省にお願い事と確認をさせていただきたいと思っております。

去年の六月にDV法が改正されたのを受けまして、配偶者や元配偶者からの暴力に悩む被害者も公営住宅への優先入居の対象とするように、国土交通省が全国の都道府県に通知されました。これは私も求めていたこととございまして、非常に評価しております。

そこで、お願いでございす。

昨年十二月に、私もかわつたんですが、議員立法で犯罪被害者基本法というのを成立させました。これを受けて各官庁が施策を推進することになつていんですが、ぜひこの犯罪被害者についても、希望者は公営住宅に優先入居ができるようにしていただきたい。

例えば、自宅に強盗に入られて家族を殺された方が、事件が起きた血が飛び散つたような家には住んでいられないというふうに転居を望まれたり、あるいは、殺人事件や傷害致死事件で働き手を失つたようなおうちでは、社宅に住んでいられない、住宅ローンが返せない、いろいろなケースがございす。また、事件じゃなくいわゆる事故でも、本当に厄崎の事故は悲惨でございまして

が、あのマンションに住んでおられた方々は、まだJR西日本というのは資金力がありますから、そこから転居する際の面倒を見とか、これから取り組んでいくんだと思ひますけれども、これも、例えばそんなにお金のない零細運送会社のトラックが一軒家に突つ込んだりして、そして家がずたずたになつたとか、そこでもけが人が出たというふうな場合、事件、事故含めていろいろなことを考えられます。

そういう犯罪被害者の方の公営住宅への優先入居についてぜひお考えいただきたいんですが、大臣、いかがでしょうか。

○北側国務大臣 犯罪被害者の優先入居につきましては、今も委員がおっしゃいました犯罪被害者等基本法の十六条で、「国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。」このような規定がなされております。これを踏まえまして、関係府省と連携をとりながら、各事業主体におきまして適切な実施が図られるように取り組みをさせていただきたいと思っております。

今後の課題といたしまして、犯罪被害者等の範囲をどうするか、認定方法をどうするか等の検討が必要でございすが、そうした検討も早急にいたしまして、委員の御指示に沿つた形で優先入居ができるようにさせていただきたいと思っております。

○松島委員 ぜひよろしく願ひします。

最後一つだけ、高齢者への対策でございす。今回の法律改正によりまして、住宅機構は、密集市街地の再開発には資金を供給し続けることになつております。これは非常にいいことだと思つております。その中で、しかし、老朽化した木造アパートに住んでいる高齢者の方々、多くは女性のひとり暮らしでございすが、再開発によつて住みかを失うことになる。こうした方たちが行き場を失うことがないように、そしてまたそれまで

暮らししてきた地域社会の中で老後を全うできるように、例えば近隣にできた、そうすると、再開発できたら小ざっぱりしてきれいになるけれども家賃が上がっちゃって住めない、国民年金だけじゃとても住めないというようなことが考えられて、そういうときの家賃補助などの救済してあげる政策、あるいは公営住宅に入れるなり、そういった点の御配慮をいただきたいんですが、国土交通省、いかがでしょうか。

○山本政府参考人 御指摘になりました。密集市街地の再生が一番典型でございますけれども、従前住んでおられた方々、きちんとそこに住み続けていただく、一番大きな課題でございますので、町を、住宅市街地をつくりかえるいろいろな事業、一番中心になる仕事は住宅市街地総合整備事業という仕事ですが、必ず従前居住者のための住宅、公営住宅に準じた低廉な家賃の住宅を用意して従前居住者に引き続き住んでいただくという施策を講じておりますし、今般お願いしております公的賃貸住宅の特別措置法で住宅交付金ができます。密集市街地を総合的に建てかえるという地域計画をつくっていただければ、この交付金も使ってそういう従前居住者住宅が整備できる仕組みになっておりますので、そういったことを駆使して御指摘の問題意識にこたえてまいりたいと思っております。

○松島委員 どうもありがとうございます。

○橋委員長 下条みつ君。

○下条委員 民主党・無所属クラブの下条みつでございます。

先日は、本会議で大臣の方からもいろいろ御質問に対してお答えいただきましたが、ありがとうございます。

きょうは、その四月二十一日に本法案についてお答えいただいた内容のもう少し詳細についてちょっとお聞きしたいということでお時間をいただきます。よろしく願います。

まず、証券ローン市場についての御質問をさせていただきますと思うんですが、実績からいう

と、現在、住宅金融公庫の証券化支援事業の実績というのは、平成十五年の十月に証券ローンがスタートしました。月次の買い取り件数は十一月で六件、平成十六年の十月で四百三十六件、だんだん乗ってきている、じりじりと微増を続けております。昨年の十二月に、しかし急激に件数が伸びているということがあります。ことしの三月には、ローンの買い取り件数が四千五十三件に上がっている。これは非常にいい伸びようになっていると思います。既にもう公庫の直接融資件数を上回っているという状態になってきている。ここに来て急激な拡大であります。

この要因としては、証券化ローンのてこ入れ策として、住宅金融公庫が昨年十二月に、半年間の期限措置として金利優遇の措置を入れてきたということだと僕は思います。証券化ローンの金利を決めるものの中の、公庫が事業運営をするための費用の部分のパーセンテージを引き下げた。費用の部分がパーセンテージを引き下げたということところが金利引き下げの要因になっていると私は思っております。

この引き下げ幅は金融機関ごとに違うんですけども、〇・二五から〇・三五、先行して、去年の十月の引き下げと合わせると大体最大〇・四％の引き下げ幅になっている。この結果、平均金利では昨年の十二月に二・九四と初めて三％を割った状態になっております。

半年間ですから、今月末には期限切れとなるということでありますけれども、今回、この法案を国会で審議するに当たって、ある意味で実績の部分を残すことになったのかなという感じは受け取れますし、逆に言えば、この金利優遇措置というのは、つまり公庫が持っているスプレッド、マージンを圧縮して、つまりそのもうけを削ってこの結果を出してきたという感じが数字の上からいえます。

そこで、一番目にお聞きしたいのでありますけれども、この金利優遇措置はこれからも延長されていくのか。また、この低金利、〇・四％程度平

均金利が下がった金利を維持するための公庫自身が行っていたスプレッドの圧縮、つまりマージンの圧縮をどのように今後やりくりしていくのか。この二点について、まずちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○山本政府参考人 御指摘のように、住宅金融公庫では、先行実施しております証券化支援事業につきまして、各民間金融機関に対する提示金利を、昨年十二月より各金融機関の買い取り実績あるいは金融機関が設定しますサービシングフィー、手数料部分の水準に応じて意欲的なところに手厚くなるような形で提示金利を下げっております。

その趣旨は、証券化支援業務に積極的に取り組む金融機関に対して優遇金利を適用することでこの制度を前に進めたいという趣旨でございます。そういうことで、臨時の措置としてやりました。このため、先ほど御披露いただきましたような、証券化支援事業の実績が上がってきているというふうに認識しております。

この措置は、あくまでもプロモートするための臨時の措置でございますので、今月末までの措置として導入しました。半年間。今月末で予定どおりに終了することを考えております。

一方、この措置が終了いたしましたので、六月以降でございますが、民間金融機関から住宅ローン債権を買い取りましていろいろな作業をしてMBSに、証券にしまして市場に売り出すという事務手続の期間がかりです。およそ一カ月半ぐらいかかるということでございますけれども、その間に例えば金利が上がってしまうと、買い取った金利は低い長期固定の金利、今度MBSで出す金利は少し高い長期固定の金利ということ、その差額のリスクを公庫が負うことになりますので、その部分のリスク分が何%ポイントあるわけでございますが、その部分をヘッジ取引、スワップ取引なんかを活用することによってできるだけ圧縮しまして、六月からは民間金融機関への提示金利を、これは恒久的に〇・二％引き下げたいと考え

ております。

それからもう一つは、これは別の観点からでございますが、直接融資のときに、住宅の質を誘導するという機能が直接融資にあつたわけでございますけれども、これは民間金融機関を証券化で応援するという証券化事業になりますとその部分が難しくなりますので、一般会計からの出資金を財源としまして、耐震性能とか省エネ性能といった住宅の質に着目して、証券化ローンの提示金利を当初五年間〇・三％引き下げるという優良住宅取得支援制度、これは十七年度予算でお認めいただいたものでございますけれども、これも六月から導入したいと思っております。

そういうふうな努力を講じまして、現行の提示金利、臨時にプロモートのために引き下げました措置が今月で終わりますけれども、証券化支援事業の円滑な推進に六月以降も大きな支障は生じないというふうに見通しているところでございます。

○下条委員 ありがとうございます。

私の方から先に中身について申し上げましたので、そういうお答えだと思っておりますが、一つは、民間に対しての金利を今〇・二％は恒常的に下げるというお話でございますが、市場の金利というのはいずれにしてもある程度一定の金利を出しているもので、そういう意味で、それをカバーする意味でおっしゃっているんだというふうに思います。

それで、私は、この金利のカバーの部分についてなんです、今スワップ等をおやりになつてというふうなお話でございますが、もう一つは、今までもこの金利を低くするために基金を利用していたということがあります、基金ですね。これは、今回の法案の第二十五条で定められた金利変動準備基金のことであるというふうに思います。これは、本年度の予算でも産業投資特別会計から四百五十億円を充てるとされている。この条文の中には、債権譲り受け業務及びこれに附帯する業務に必要な経費をこの基金の国債などの運用

などから得ると指定されております。先ほどの提示金利の圧縮も、この経費部分を基金から賄っていたと私は理解しております。

さらに、この六条の二項には、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加出資をすることができると、金利変動準備基金に充てることができるとして、金利変動準備基金に充てることができる追加出資について定めているというふうに思います。

私は何を言いたいかというと、要は、金利を低く抑えればどんな件数はそれは伸びます。民間よりも安く、先ほど委員がおっしゃっていたフラットの部分もありますから、金利低くて安く伸びる。ただし、それが経費を基金で賄っていた結果であったとした場合は、今後についても、それだと、簡単に言えば、今までは財投からどんな資金を入れていた状況を、形は変えれど打ち出の小づちみたいな基金の方で賄っていくことになるということとは、私に言わせてもらおうと、財投という名前は変わったけれども、特別会計の基金ができてこの経費は賄えるし、追加出資もほとんどでさちやうというふうに私は読めるのであります。

そこで、この部分のことがもしそうであるとしたら、ある意味で今までと変わらないぞというふうに思います。これは、いかがでございますか。

○山本政府参考人 独立行政法人による証券化支援業務の運営の仕方についての最も根本的な部分についての御質問だと受けとめました。

まず、原則から申し上げますと、証券化支援業務につきましても、かつてのように金利差を補給金で埋めるとか、一般会計からの財政的な支援によって金利を安くするということは、一切考えておりません。新独立行政法人による証券化支援業務は自律的に運営するというのが今回改革の大原則でございます。その上で、この基金はどういう働きを支援業務の中で果たすのか、果たさせようとしているのかということを御説明したいと思

ます。

若干くぐりますけれども、御容赦いただきたいと思うんですが、まず、先ほど申し上げましたように、民間金融機関から住宅ローンを買い取ります。金利を提示して買い取るわけですから、も、それから実際にMBSを発行して、いろいろな金利変動リスクをマーケットに、投資家の方に移転させるまでの間、一定期間あるわけです。先ほど一・五カ月と言いましたけれども、また二カ月あるかもしれませんけれども、その間、金利上昇リスクを、新法人といいますか機構が負うことになるわけでございます。これをどうヘッジするかということでございまして、ヘッジ手段、スワップ取引でカバーしようと考えております。

それはどういうふうにするかというポイントだけ申し上げますと、民間の金融機関から債権を買い取る時点で、一カ月半先の市場の条件によって、こちらが固定金利を支払うから、通常起る変動金利の利息を定期的に支払うてくれという、先行き一・五カ月前の条件の金融取引をまず結びます。その上で実際にMBS発行条件が確定します。その時点で、今度はその逆の取引をします。

通常起る変動金利の利息を支払うから、その時点の条件で固定の利息を定期的に支払うてくれという裏腹の取引を結びます。そうするとどういことが起きるかといいますと、変動金利の利息をもらい、支払うということですので、それは相殺されます。結局一・五カ月前の時点で一・五カ月の金利条件の長期の固定の利息を手にする事ができるわけでございます。

ですから、通常の金利変動であれば、その当該長期固定金利の水増しが、公庫といいますが新法人が発行いたしますMBSの条件と同じであれば、リスクは完全にヘッジできるわけでございます。ところが、今回お願いしております四百五十億円であろうとしております事は、通常であれば、今までの経験からすればその程度の変動だということスワップの取引をしますけれども、し

かし、経済は生き物でございますので、通常の変動を超えて異常なものが起きたときに、そのリスクが機構にかかってしまいます。その異常な変動の部分だけを、この産業特会からいただいたお金の国債等への運用益で補てんしていただく、そういうことによつて、最終的に、例えば一般会計の財政に常に依存するということがないようにしよう、そこをきちんと遮断して、見える形でそのリスクをカバーしていこう。

もし証券化業務がふえていきますとボリュームが大きくなりますので、非常にマージナルな異常な変動に備える基金ではありますけれども、四百五十億で足りるかどうか、今計算して、四百五十億と、十万户ベースでやっておりますけれども、ふえてきますとそういうことがより必要になる可能性があります。機構法ではその部分の規定をお願いしているわけでございます。

○下条委員 懇切丁寧な御説明をありがとうございます。

私も、金利では、日本でディーラーをやっておりますので、海外でもやっておりますので、改めて頭の中が明快になりました。ありがとうございます。

ただ、結論を言えば、今一番最初におっしゃった自律的な部分を大前提としておっしゃった部分でございます。この部分が、やはり今回の法案を通して、我々もいい法案だと思っております。ただ、法案を通して自律的にさせるのに意味があるんだと、そして私は、この法案の二十五条、そして第六条二項を見て、打ち出の小づちみたいなにならないようにしていただきたいという意味での老婆心でお話をさせていただいたもので、よすから、今の決意をお聞かせいただいたので、よい方向で行かれるんじゃないかというふうに期待できるんじゃないかと思っております。ぜひ打ち出の小づちにしないような形で対応していただきたいというふうに思っております。

先日、本会議で大臣の答弁で、これはそのまま読ませていただきますが、「証券化ローンの普及を図るため、投資家向けの広報活動の積極的展開や任意繰り上げ返済の速度を示す投資分析モデルの開発など、投資環境の整備を進めることにより、市場の健全な発展のための対策を講じる」というふうにお答えいただきました。

ここで言う投資分析モデルというのは、今ちらつと出しましたけれども、MBSのバスル証券であるため、簡単に言えば繰り上げ償還に伴うリスクをそのまま投資家が負うというものであります。つまり、今までは繰り上げ償還はそのまま丸のみで全部ペナルティーをつけなかったから、そのまま税金からもらっちゃうというものですけれども、今度は投資家が、バスル証券ですから、そのまま投資家がその償還に伴うリスクをしようんだということだと思えます。問題は、期限一括返済などの通常の社債に比べれば、逆に言えば投資が難しい証券になります。

そこで、私は、難しい証券を売るには、やはりそれなりの準備と心構えが必要というふうに思えますので、まず投資家に、主に機関投資家になると思うんですが、どうやって説明していくかがポイントだというふうに思います。

そこで、このリスク等について、一番目の質問としては、機関投資家を含めてどうやって説明をしていくんだ。つまり、金利が低いよ、だけれども途中で返済すればあなたが責任とらなきゃいけないものだよ、買いたくないという説明をどうやっていくのか。そして二番目には、投資家が逆にリスクを負う部分、その部分、それは金利を逆に高くしなきゃ投資家にとってメリットがないです。ね。買った者は、途中返済は、周りの金利が四パー、五パーになっても、二パーのままで持っているんやないかね。途中で返済したら、あなたが責任とりなさいよ、でも金利はほかと比べて同じだよでは、これは機関投資家は買わないと思はれます。

今の二点について、これはまさに今後になりま

すけれども、どういうふうな運営し、そして準備態勢を整えていけるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○山本政府参考人 住宅ローン債権を担保とした証券が通常の固定利付の債券といろんな意味で違うということは、あらゆる機会をとらえて、投資家の方々のやりとりをしておりますので、周知をする必要があると考えております。

その上で、今御指摘がありましたポイント、特に繰り上げ償還リスクについて、住宅金融公庫のローンについてこれを見えるのか、投資家にどういうふうに見ていただくのかということが、市場を的確に開拓していく上で非常に大きな課題となります。

これは米国の場合の例で見ますと、米国には公社債協会という組織がございます。パブリック・セキリティーズ・アソシエーションという、PSAという組織でございますが、そこがMBSにつきまして、通常の家計が利用する住宅ローンであればこういうペースで繰り上げ償還が起きるということをパターンを整理したモデルがございます。これをPSAモデルというふうな呼んでおりますけれども、これを共通のマーケットにおける言葉としてMBSを取引しているというのが米国の実態でございます。

実は、我が国の公庫のMBSの期限前償還につきましては、実はまだそういうモデルはできておりません。まして、ほかのものも含めたものは全くございません。マーケット自体が非常にプリミティブな状態だということでございますけれども。

したがって、今は、実は、公庫がMBSにのせるローン債権について詳細なデータを公開しております。自分のところのホームページでも公開しております。代表的な証券の情報会社を通じても提供しております。そういう開示された情報に基づいて各証券会社がいかなる独自モデルを開発して、投資分析をした上でお客様とやりとりをしているという実態でございます。

でも、各会社がおやりになるので、予測値にもばらつきがあるといったような問題がマーケットにあるわけでございます。

したがって、証券会社と、それから米国のような協会、日本でいえば日本証券業協会、それから金融庁など関係省庁と一緒にしまして、公庫のMBSについての期限前償還速度の共通指標を、日本版のPSAモデルと言ってもいいと思いますけれども、そういったものをできるだけ早く用意いたしまして、それは一種の市場インフラになるわけでございますので、そういったものを用意してMBS市場における円滑な償還を図っていくべきかという問題意識を持っております。

○下条委員 ありがとうございます。

これからの話でございますので、アメリカのPSAをお使いになっていただくことは、私はアメリカにおりましたので、大変いいと思います。これからがいよいよ本番の市場、マーケットを拡大していくときになりますので、ぜひ用意周到の上で対応していただきたいというふうに思います。続いて、モーゲージバンクの新規の参入について何点かちょっとお聞きしたいというふうに思います。

先日、これまた本会議で北側大臣から御答弁いただいたんですが、モーゲージバンクなどの多様な主体による競争的環境の中でローンが供給され、消費者から見た選択肢が広がるのが望ましいとした上で、モーゲージバンク等の新規参入の促進に努めるということをお答えいただきました。そういう意味では、今局長からいただきましたけれども、住宅金融システムについては先進のアメリカなどのシステムを参考にこれからもつくっていくということではないかと思っております。

ところが、当のアメリカでは、まずその中のローン創出とか、そして借り手にとつての最初の窓口の部分でモーゲージカンパニーというのがまず位置しております。これはもう御存じだと思

ますけれども。これは大きくモーゲージバンクとモーゲージブローカーに分かれる、バンクとブローカーに分かれる。最終的には回収業務もやるサビサーというのがあります。

ここで、私は、モーゲージバンクについての新規参入についてちょっとお聞きしたいというふうに思いますけれども、機構の業務の範囲を定めた法案の第十三条の一項に「主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと」というふうになっております。つまり、新規参入してくる証券化ローン商品を取り扱うモーゲージバンクは、主務省令で定められた業者ですよという意味だと私は思います。

どのような母体が、業態が主務省令で定められていくのか、また、機構と提携して証券化ローンを取り扱う業者はどのぐらいの数を見込んでいらっしゃるのか、あわせてちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○山本政府参考人 一昨年の十月から先行してやっております、公庫において取り組んでおります証券化支援業務において、主務省令で定める金融機関とは、まず第一に、銀行等でございます。それから第二に、農業協同組合等の系統の金融機関でございます。それから第三に、商工組合中央金庫でございます。これらはいずれも金融機関でございます。委員御指摘のモーゲージバンクに相当する部分としては、四番目に、保険会社、法人である貸金業者、それから住宅金融専門会社、この三つを規定しております。

これは新法人におきましては、機構法の主務省令でも同様の規定を置きたいと考えております。○下条委員 局長はどのぐらいの数をお見込みで

ございますか。○山本政府参考人 これは市場の環境の整備、それから、私どもとしては、大臣が御答弁申し上げましたように、できるだけ競争的な条件が市場で整備されるということが大事でございますので、預貯金を持っている金融機関だけではなくて、ローンの設定それから回収について懇切なサビ

スのできるモーゲージバンクがどんどん参入してきていただくことが政策的には望ましいと思っております。

ですけれども、具体的に五年後、十年後にどのぐらいの機関が入ってきてくれるかということについて、固まった見通しを持っているわけではございません。できるだけ多く、市場環境を整備するという意味で、参入してほしいということを考えております。

○下条委員 なぜ私がそれを聞いたかという、最初に局長がおっしゃっていましたアメリカのPSAをモデルにして投資スタイルをつくっていくということですが、私たちが危惧しているのは、会社法でいろいろな改正があったりしている中で、アメリカのこういうモーゲージの業種の連中は、もう商売だけで、日本を救おうなんて全然思っていない。彼らが、今局長がどれだけつてわからないよとおっしゃったレベルのこの市場に、抜群なノウハウを持って入ってくる。簡単に言えば、幾らでもこれから強い撃ちできる市場であるということなんですね。

それで、御存じだと思いますけれども、向こうの大手モーゲージバンクの上位というのは数十兆円です、レベルが。このレベルの連中がこの市場を食い物にどんどん入ってくる可能性がある、それを私は危惧しているのであります。

そこで、主務省令によって定めるということで、特に外資に対しての規制はないんです。私が読む限りです。私の読む限りです。そこで私は、やはり何といましようか、これは日本の国でやる話であって、日本の国の人たちがその部分について、住宅を持たいんだ、投資家もなるべくなら日本人が投資してもらえればなという中で、何かしらそこに防波堤を、外資に対して防波堤が必要なんじゃないかという意見なんです、私は。

はつきり言いまして、ここは金融庁じゃないから、また財務省でもないの、今、いろいろなテクニックの話は私はしたくありません。だけれど

としては、お客様がきちんと御利用になれるように、住宅ローンアドバイザーをぜひ的確に育成して、消費者保護を図っていききたいという考えであります。

○下条委員 ありがとうございます。

私がなぜこのプロローグの話をしたかというのと、住宅を購入される方々を含めて、ほとんど素人なんです。

そこで、さつき局長が御自身でおっしゃった、アメリカの投資モデル、PSAを前提とするとおっしゃったのにもかかわらず、肝心の、つなぎの、金銭のやりとりをする、また商品のやりとりをするプロローグについて、日本だけ全く規制がないのはおかしい、こういう説明を私はさせていただきますいたわけです。ですから、今おっしゃった名前が住宅ローンアドバイザーの育成ということですが、これは、では、私に言わせれば、指定制とか何かそういう特別な権利とか、試験を通過した人になるんですか、それとも全く野放しで、どなたかの金融機関が何か勝手にできちゃうという意味なんですか。ちょっと御説明いただきたいと思っています。

○山本政府参考人 住宅金融普及協会で一定の講習を用意してまして、その講習を受講した方にきちんとアドバイザーとしての知識を身につけられましたという位置づけをしたい。そういう方が不動産事業者とか住宅供給事業者の中で仕事をしていくという形となります。

○下条委員 では、局長、この方以外はプロローグはできないという意味でございましょうか。

○山本政府参考人 その点は、先ほどの御質問に戻ってしまふんですけれども、米国のような、要するに、住宅ローンをあつせんする、多様な住宅ローンの中から、お客様、あなたはこれが一番的確ですということで、住宅ローンの契約までお手伝いするという形の職能は我が国にはまだ入ってきておりませんし、そこまでいくには時間もかかるでしょうから、その入り口として、お客様のニーズに的確にこたえられるような相談員とし

ての資格をできるだけ磨いてほしいということに取り組みたいということでございます。

○下条委員 今の段階ではそれ以上お答えできないと思いますけれども、私は、こういう市場を育成したいんだよということをお話をしていいるのであって、いやいや、ちっちゃくていいんだ、自分が役所にいる期間はちっちゃくていいよ、そういう発想ではないと私は理解しておりますので。要するに、でかくしていきたいんだつたら、その辺のプロローグにしろバンカーにしろ、アドバイザーでもいいんですけれども、きちっとしたものを用意しておかなければ、これから育成していくときに階段を踏み外しますよというふうには私は老練心で思うので。

そういう意味で、ぜひ前向きに、アメリカモデルとおっしゃいましたから、アメリカでは既にライセンズ制をしいているわけですから、その辺も検討に入れていただきたいことを要請をもう一度させていただきますと思います。

それから、ちよつと時間の関係もあるので次に移らせていただきたいと思うんですが、私は、今度の金融法案については基本的にいいと思うんですが、ただ、今まで窓口がどこかの金融機関にあって、そして、住庫さんに資料だけ整っていたら持つていって、住庫さんが貸し手になっていてやったのと違うわけです、今度は貸し手が完全に、要するに金融機関になるわけです。要するに後ろ盾、もしくは債権を売却するのは全部その法人がやってくれるというのでありますけれども、あくまでも貸し手は民間の金融機関である。そうすると、そこに何が発生するかというと、単純にサラリーマン精神が発生します。簡単に言えば、幾ら補充されることがあったとしても、自分が審査をして貸し出したものが倒れたり焦げついたりすれば、自分の評価にマイナスになります。これがサラリーマンですよ。

そういう意味では、ローンの審査が、さつき言ったフラット何とかというの、商品は変わらないうことも私はわかります。ただし、その審査が

貸し手である民間金融機関に移るといことは、逆に言えば、非常に難しい発想なんですけれども、私は、あくまでも健全な借り入れをしてくれる人に健全な貸し金をするべきだと思うんです。つまり、だから何から何でも貸しちゃえばいいというのではないと思うんです。いつか時の夢が実を言うときに行けば返せなくなつて壊れるようなローンであれば、私は、いつか時の夢、リポビタンDと言っちゃいけないんだけれども、いつかだけの元気づけになつてしまふと思うんです。

そういう意味では、ある意味で、時として民間の方が僕はいいと思つていふ意味では、この方から。その一方で、余りにも厳格になり過ぎて、さつき言ったサラリーマン精神で厳格になり過ぎて、本当に十分に返せる人たちに對しても、そのときのサラリーマンの課長や支店長や副支店長が、いやいや、おれのときはもう転勤だからやめるといふやうになつてしまふやうなわけだ。その両方のてんびんのバランスをとつていかなきゃいけない商品だと思うんです。

そこで、受け付けや融資についての審査、そして、例えば融資目標等を設定して、このぐらいあなたよりささいな、今までやってきたんだからというやうなものを今後置かれるのか、それとも、いやいや、もう野放しだ、自由にどうぞ、補充だけはきちつとこつちでやるよ、自分たちの方でという形にするのか。私は、ちよつと今の二面性の、優し過ぎちゃいけないけれども、厳し過ぎちゃいけないという、非常に子育てみたいで難しいところなんですけれども、その辺は、局長、どういうお考えかお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○山本政府参考人 一番大事な、バランスを要するところだと思ふんですが、提携する金融機関に對して、おたくが貸し出された住宅ローン債権を、今は公庫、それから機構が買い取る債権であるということを確認するために、住宅ローン債

権の売買の基本協定というのを提携機関との間に結びます。

それで、こういう債権であれば譲渡適格であるということをお定めしております、これはかなり、一見明白にお客様でもわかるし、窓口におられるサラリーマンの方でもわかるということにしておりまして、例えて言いますと、御関心のある債務者に関する基準でいいますと、例えば債務者が借り入れ申し込み時に年齢が七十歳未満である、それから、貸し付けを受けた債務者は日本国籍を有する、あるいは永住許可を受けている外国人である、あるいは貸し付けを受けた債務者が住宅に入居することが可能だ、自分か親族が住んでもらないうことも可能だ、これも直接融資と思はれては居るけれども、それから四番目は、債務者の収入の月額が毎月の償還元利金の四倍以上であるといったような客観的にはつきりした基準を設けまして、それ以外の債務者要件を設けてはいかぬということにしておりますので、それについてはおっしゃるやうなバランスが非常に大事なんですけれども、公庫なり機構もいろいろ努力をいたします。

それからもう一つは、やはりマーケットの競争関係が、いかげんな対応をする金融機関の窓口にはお客様は来なくなるという要素もありますので、ぜひ競争条件を整備して、国民の皆様が的確にフラット35にアクセスできるようにしていきたいと考えておる次第です。

○下条委員 あくまでも窓口での、今四つ、債務者ですか、借り手の方のこの条件を少なくとも外さないようにということだと思ふんですけれども、私は、金融機関の立場でいえば、危ないやつにはもう絶対に貸さないですよ、はつきり言ひまして、それについて、監督官は別にいいということだ。ですから、本当に物すごく難しいんですよ、これは。厳し過ぎちゃいけない、優し過ぎちゃいけない、非常に難しいアクセスとブレーキの部分なので。

今後の課題として、私は、今の条件のままでは

の直接融資というのは、平成十五年のものだけ見ても、金額ベースで七三%の仕事をやつていました。そして、件数ベースでは八一%であります。ということは、これだけの仕事が多くなるわけですが、民間に行つて、つまり、金額ベースで七割、件数ベースで八一%の仕事が多くなつてしまふ。これに加わることは、証券化支援業務が加わると思ひますけれどもね。

それで、削減する職員は一〇%、管理費が一五%では、私はこれは最大自助努力になるのかなと思つてゐるんですよ。簡単に言えば、業容は八割減らすけれども、人間は一割しか減らさないよ、これが最大自助努力だから、三兆円、申しわけない、税金をちようだいよ、こういう話だと私は理解してゐます。

そこでもう一つ。また、本法案の第八条から第十條に機構の役員についてと役職について載つております。理事長一人、任期四年。副理事長一人、任期四年。理事六人、任期二年。監事三人、任期二年。これは公庫と比べると、役員の数は一から三にふえたただけだ。

私は何を言いたいかというと、三兆円もの焦げつきや逆さの部分の税金を財投からもらつておく部分の理由として、努力しなさいよ、自助努力しなさいよということだから財投の金が入つてきたんだと思ひますね。

それで、仕事を身軽にするかわりに、陣容の中心身はこれまで本当にいいのか、もつと前向きにこの削減についてお考えがあるか、いやこれで百点なのか、その辺を大臣からお答えいただきたいというふうに思ひます。

〔山口(泰)委員長代理退席、委員長着席〕
○北側国務大臣 財投からの返済といひますか、これは一般財源ですね、一般会計。今おっしゃつたのは、任意繰り上げ返済のお話をされてゐるわけですよ。これは、かねてからここで御議論されてゐたとおりでございます。

この任意繰り上げ返済に關しましては、過去に

おいても、これは法律が制定されたのが昭和二十五年でございますが、それ以降、任意繰り上げ返済についてはペナルティーを徴収しておらなかつたわけでございます。

今回、御提案をさせていただいておりますように、住宅金融公庫についての役割を抜本的に見直しをさせていただいて、そして、機構として、証券化支援業務を中心としての仕事をやっていただくことになるわけでございます。

ですから、これについて、今回この改革に合せて繰り上げ返済をやることの問題と、それから、それは過去からの経緯もございまして、それと、住宅金融支援機構そのものの役割が従来の住宅金融公庫と大きく変わつてくるわけでございますから、当然組織のスリム化はしていかないとはいへないというふうに思つてゐるところでございます。

直接融資は廃止縮小されますけれども、新法人は、公庫から承継する膨大な既往債権の管理、回収業務や、もちろん委員のおっしゃつた証券化支援業務、さらには資産担保証券、MBS発行業務を担うため、そうした新たな業務も当然大きくふえてくるわけございまして、そうした業務執行体制が求められてゐるところでございます。

公共性の高い業務の効率的な実施という独法化の趣旨を踏まえまして、確実な業務遂行と業務運営の効率化を両立させていく必要があると思つてゐるところでございます。

平成十八年度末までに、対平成十六年度比で、常勤職員数について、特殊法人に係る人員削減目標の二倍のペースである四%以上、一般管理費については六%以上の削減を行うとともに、職員給与については平均六%引き下げ、平均定期昇給率についても、国家公務員の二分の一程度に抑制する予定でございます。

独法後の業務運営の効率化に關する目標につきましましては、中期目標の策定時に最終的に決定されるものでございすけれども、第一期中期目標期間と想定される平成二十三年度までに、常勤職員

数につきましては一〇%以上の削減、一般管理費については一五%以上の削減という、これまでの独立行政法人化の例の中でも積極的な目標を掲げて、効率化に取り組むこととしてゐるところでございます。

○下条委員 済みません、もう時間が来てしまつたのであれなんです。

お気持ちをはわかるんですが、まさに今おつた新しい法人になる意味というのは、いろいろ、あらゆる大きい貸し金の審査等を踏まえて全部民間にやるんだから、それが今言つた、四、五年の間で一〇パー、一五パーのレベルで本当にいいんですかという質問でございます。

そういう意味では、まだスタートしたばかりでございますけれども、今後の方針として、ぜひ大臣、もつとスリム化するのが今の内閣の特殊法人あての、また独立行政法人あての意見ではないかと思ひますので、あえて申し上げさせていただきます。

時間が参りましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○橋委員 長安豊君。

○長安委員 民主党の長安豊でございます。

本日は、特殊法人の合理化という中で、住宅金融公庫を住宅金融支援機構へ衣がえをするという法案に対する質疑をさせていただきます。

私も、この第一委員室で質問をさせていただくのは初めてでございます。予算委員会のような雰囲気ですと緊張しておりますけれども、その分ハッスルして頑張つていきたいと思つております次第でございます。

この住宅金融公庫を利用して今まで国土交通省が住宅政策を行つてきたというわけでありまして、住宅政策を行つてきたのかという、まず概観についてお伺いをさせていただきたいと思つた次第でございます。

○北側国務大臣 我が国の住宅政策は、戦後、大変な住宅不足の中で、その解消を図らなければなら

ないという強い要請がある中で、公庫融資、そして公営住宅、また公団住宅といった政策手法を通じて、住宅の新規大量供給をしてきたわけでございます。その後、昭和四十八年にはすべての都道府県で住宅数が世帯数を上回りました。住宅政策の重点は、広さを初めとする住宅ストックの質の向上、また良好な住環境の確保、そうしたところに重点が置かれるようになってきたというふうに思ひます。

このように、これまでの住宅政策は、公的資金による住宅の新規供給を通じて、住宅不足の解消や居住水準の向上を図つてきたところでございます。

その中にありまして、住宅金融公庫につきましては、戦後建設された住宅六千二百三十三万戸のうち、約三割の一千九百三十六万戸を公庫融資による住宅が占めてきてゐるわけでございます。長期、固定、低利の資金の安定的供給によつて国民の住宅取得能力の向上を図つて、住宅の量的供給と質の確保に大きな貢献をしてきた実績があると思ひます。

○長安委員 長期で固定のローンを提供する住宅金融公庫でございますけれども、この住宅金融公庫、当然、長期で固定のローンを提供するために、なかなか民間の金融機関では今までできなかったというのが実情かと思ひます。

それは、そもそも民間の金融機関自体は短期の資金を集めてゐる、それを長期で固定で貸すと当然逆さやが發生してしまふからだとしたことでは認識しておるわけでありまして、そういう意味で、住宅金融公庫に對しまして、逆さやが出たとき等の場合のために、日ごろからの金も入れませんけれども、国から補給金という形で金が投入されてゐたわけでありまして、この金額につきまして、名目上どれぐらいの金額が出てゐたのか。また、例えば長期の国債の金利のベースで、現在価値といひますか、ネット・プレゼント・バリューに直した場合にどれぐらいの金額が投入されたのか、お伺ひしたいと思ひます。

○山本政府参考人 住宅金融公庫に国庫から投入されました補給金の性格でございますけれども、二十五年に設立されましたから、ずっと長い間、国民の皆様にお貸しする金利は法律で上限を設けて、低利で長期固定の住宅ローンを供給するという政策上の位置づけがなされておりましたので、財投から調達した金利に対して国庫で薄めて国民にお渡しするというをやっております。

そういう考え方で、まず、昭和四十年までは基本的に出資金でやっておりましたので、出資金は現在も公庫に残っておりますのでそれは別とさせていただきます。昭和四十年以降、毎年度の収支差について補給金を補てんしてきた、それを積み上げました。それから、実は平成八年度以降は、繰り上げ償還で金利差を補給する、任意繰り上げ返済の急増が補給金の所要増につながったということもありますので、性格は違いますが、繰り上げ返済の急増が補給金の所要増につながったということも、名目で、平成十七年度までに総計で約十一兆円措置されました。

この十一兆円を、補給した各年度の国債の金利でそれから以降今日まで運用したものととして現在価値を計算しますと、その合計額は二十兆円でございます。

○長安委員 今お話ございました十一兆の金額が、名目上の金額ですけれども、住宅金融公庫に昭和四十年以降注ぎ込まれてきた。これは何を意味するか。つまり、個人の方が住宅を取得するに当たって金利を補てんする、資金的に住宅金融公庫の資金を補てんするという意味で国費が投入されたわけですね。

先般、中越におきましてあのような大地震があったわけですね。被災者再建支援法というものを考えたときに、そういった壊れた住宅を解体するのには国からお金は出せる。一方で、再建するときには、個人の私有財産にはお金は出せないんだという理屈で被災者再建支援法には現在含まれていない。また、改正も与党サイドの方では議論されてないというのが現状だと思います。

一方で、このように住宅金融公庫からは個人の資産に対してお金が出ていくという、これは住宅金融公庫というフィルターを通してのから大丈夫なんだという理屈なんですよけれども、そもそもから考えますと、国の税金から出ているということと考えると同じではないかと私認識しております。その辺、被災者再建支援法ということを考えてときに、やはり本当に困っている方への進めたいかなければと思っておる次第でございます。

話は変わりますが、今お話ございました、多額の財政負担が公庫に対して行われてきたわけでございまして、公庫のこれまでの業務の意義といえますか正当性につきまして御意見を伺いたいと思っております。

○山本政府参考人 住宅金融公庫の制度は昭和二十五年にできたわけですが、その前提となっていました終戦直後の住宅事情といえますか住宅の絶対的不足は、終戦直後で四百二十万戸。ですから、毎年毎年、仮設住宅をいかに供給して国民の住宅ニーズにこたえるかというのが内閣の最大課題であったような時代がずっと続いたわけですが、二十五年になりました。少なくとも借金をして自分の力で住宅を再建できるような方々には財政資金を流す道をつくらうということで、戦後の住宅政策の最初の柱として二十五年にできたわけでございます。

それで、二十五年から今日まで、自助努力を前提に住宅金融公庫を活用して国民の皆様が住宅を整備されてきたわけでございます。住宅政策上の意義という観点から見ますと、持ち家の質を、例えば床面積で見ますと、昭和三十八年に九十一平米でありましたのが、平成十五年には百二十四平米という形で改善されてきております。これは、公庫の融資をてこととして、国民の自助努力で実現されたというところに政策的な意義を見出しているわけでございます。

さらに、住宅金融公庫は、直接融資ということ

もありまして、物についてきちんとした技術的要件を課しております。建設過程で建築部局を使つてきちんとこれを見るところを側面で見つております。さらに、質の高いものをおつくりになる場合は、優遇金利を適用したり増し融資をやつたりして、政策誘導してきたという流れがございます。これによりまして、例えば住宅の耐震性能、それから省エネ性能あるいはバリアフリー、高齢世帯向けのバリアフリーといったようなものについても大きな役割を果たしてきたと我々考えております。

例えば、公庫の個人向け建設資金融資を受けた住宅のうち、バリアフリー住宅がどの程度占めているかというのを見ますと、平成十五年では六五%にまで達しております。そういう質を誘導するという効果が政策的にはあったと思っております。

それじゃ、自分で借金をして住宅を持てる人はそれでいいけれども、そうでない人たちに政策的に何を、どういう措置を講じてきたのかということとが問われるわけでございますけれども、これについては、何といたしまして、終戦直後を例に出しますと、公庫の制度をつくった翌年に、昭和二十六年に、自分で借金をして住宅を建てられるという方は限られた方ですので、大多数の国民は低所得者で住宅に困っているということで、国と公共団体が協力をして公営住宅を供給するというのを第二の柱にしてやってきたわけでございます。

さらに、高度成長期、大都市集中のときには、公団を昭和三十年に設立して、大都市の勤労者のために賃貸住宅などを計画開発して大量に供給するというようなことをやってきております。

こういった公庫、公営、公団ということでこれまでやってきたわけですが、その中で、そういった住宅政策の中で、住宅金融公庫は持ち家の分野を中心に居住水準を効率的に高めていくという政策的な意義を持っていたというふうに評価しているわけでございます。

○長安委員 今お話ございましたように、確かに

この住宅金融公庫というのは、持ち家を促進するというか、持ち家を持ちたい人のための支援策という意味では一定の意義があったのかなと思っております。

一方で、昨今の情勢を見ますと、終身雇用という形態が崩れまして、私も実際、住宅金融公庫を利用して自分の持ち家というのを購入いたしました。一方で、今こういう職業になりましたので、終身雇用ではございません。また、今の日本の社会情勢を見ますと、右肩上がりの情勢じゃない。こういう中であつて、果たしてこの住宅金融公庫を利用することによって多額の債務をこうむったということでは正しかったのかどうか、今ふと考えてしまふわけです。

そういう、今の社会情勢が変わつてきたということによって多額の借金を背負つてしまつて、長期のローンを何とか返さなければならぬということとで今御苦労されておられると思ふんですが、そういう意味では、そういう方々の人生の選択肢を狭めてしまつておられるんじゃないかと私認識しております。返すけれども、こういう過大な債務を抱えて返済できなくなる人がもう多い状況ですから、やはり持ち家を推奨して誘導してきた過去の政策というものの対しても、この段階でしっかりと評価をしなければならぬと思ふわけでありまして、その評価をお伺いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○山本政府参考人 まず、今御指摘いただきましたように、右肩上がりの経済成長期には雇用環境も安定していた。したがって、また、地価も住宅価格も段階的に上昇していきわけでございますので、住宅ローン融資を受けて先行的に住宅を取得しておくということが、家計のマネジメントの観点から、あるいは住宅政策的に見て居住水準の向上を図ることから、非常に意義があつたと思うわけですね。

だから、そういうことを手がかりに国民の住宅行動はとられてきたと思うんですが、御指摘いた

だきましたように、昨今の経済状況の変化、雇用情勢の変化ということ踏まえ、計画的にローンで住宅を取得するというけれども、その計画の前提自体が壊れてしまつて家計として非常に過大な債務を負つてしまつた、どういふふうにかそれを処理しようかと悩んでおられる御家庭もあることは事実でございます。ですから、ちょうど移行期にいろいろな家計が傷んでいるということは事実で、住宅政策的にもいろいろ大きな課題を抱えているという認識はございます。

それでは、これから住宅ローンを的確に供給して、新築、中古を問わず持ち家を取得して居住水準を向上させていただこうという住宅政策上の課題をどういふふう位置づけるかということでございますけれども、昨今の経済情勢の経験も踏まえた上で、よりの確に、計画的にローンを使つていただく。ローンを使つて居住水準を向上したいと考える御家庭はそれをやるし、あるいは、賃貸住宅で子供を育てていきたいと考えている若年世帯がいれば、それ的確に賃貸住宅が供給されるというふうな、バランスのとれた住宅政策を運用する必要があると思います。

その中で、住宅ローンの借り入れについては特に金利変動リスクがある、長期固定ローンでやりましても、その余の資金調達もございまして、いろいろなりリスクがあるというのを消費者の方にきちんと御理解いただくことが大事だと思いますので、公庫と一緒に国土交通省も、そういう住宅ローン情報とか、消費者に対するいろいろな情報提供もきちんと前に進めていきたいと考えている次第でございます。

○長安委員 今局長からお話ございましたように、確かに近年、国民の生き方といふますからライフスタイル自体が多様化してきていて、住宅を所有するという意味が変化してきているのかなという気が私はいたします。そういう中であつて、この住宅金融公庫というのは、結果として持ち家を優遇、促進といふますか、こういう政策をとつてきたわけで、先ほども

お話をいたしましたけれども、これに十一兆もの多額の金額が注ぎ込まれてきた。また、これによつて、当然、国の財政も傷んだ一因になっていると私は思うわけであります。

これからは、そういう意味では、今局長からもお話をいたしましたけれども、より広い視座といふますか視野、将来を見据えた住宅への支援というメニューを用意すべきではないかと思うわけでありますけれども、この住宅金融支援機構の業務についてちよつとお話しさせていただきたいと思ひます。

この法案では、現在まで長期固定のローンを提供するのが住宅金融公庫です、これからは民間の金融機関に長期固定のローンを出す商品を開発してもらふ、そのバックアップ機能、バックアップというか、裏から支える機能として証券化をしようということだと思ひますけれども、この意義についてお伺ひさせていただきたいと思ひます。

○山本政府参考人 先ほどちよつと戦後の住宅政策の三本柱を御紹介しましたけれども、いずれも、公的な資金を使つて新しい住宅を新規に供給していくということが柱になっております。それに対して、民間の市場が非常に豊かになってきているわけでございまして、この住宅市場の機能を重視して、民間の力を使つて国民の皆様の居住水準を高めていく、そのために政策はどういうことが打てるのかという形でこれからは運用していきたいと思ひます。

賃貸住宅についても、民間の賃貸住宅供給はいかにして拡大することができるといふような観点からのいろいろな政策を打っていくわけでございしますけれども、住宅金融についても、市場を重視した金融システムに組みかえていきたい。特に、近時の金融改革を前提に、民間の金融機関でできることは前に出てやっていた。住宅金融公庫は、まさにおっしゃつたような形で、後ろに下がつてバックアップをする。ですから、大きな住宅金融のマーケットの制度のインフラとして機構が下支えをしなきゃいかぬ仕事をしていく、そ

れによつて、従来の直接融資にかわつて、民間金融機関を通じて、国民の皆様が本当に欲しがつておられる住宅ローンが的確に供給されていく、そういうような姿を企図しているわけでございします。

○長安委員 この住宅金融支援機構が新たに行う証券化業務でございます。

先ほど来、下条委員等からもお話をいたしました。このモデル自体は米国をモデルにされたといふことをお伺ひしておりますけれども、どうして米国のモデルといふものを採用されたのか、この理由についてお伺ひしたいと思います。

○山本政府参考人 一番端的に御質問にお答えしますと、いろいろな金融危機を乗り越えて、零細な貯蓄を集めて住宅ローンをするというような金融機関が、いろいろ危殆に瀕しながら、どういふマーケットの基盤を整備すれば国民の皆様が住宅ローンを的確に手にすることができるといふ観点から市場を整備してきたのが米国市場だといふふうに私も見ていて、そういうことでございします。今、小泉改革のもとで住宅金融公庫を改革しようとするときに、そういう観点から、米国が一つのひな形になるというふうな受けとめたということでございます。

一言で言えばそういうことなんですけれども、米国の場合、こういう制度があることによりまして、家計が自分の住宅をよくするために投資をする際に的確にローンが確保できる、これによつて住宅投資が非常に順調に拡大しまして、これが経済を支えている、経済成長を支えているという要素もあるわけでございします。我が国の経済運営を内需主導型の確にやっていくために、住宅ローン市場が整備できればそういうことも期待できるわけでございします。そういう観点からも、米国がきちんとしてきたことを、そのままではございせんけれども、我が国として導入できることがあれば導入したいといふことで、今回の住宅金融支援機構法案を用意したところでございします。

○長安委員 確かに、民間金融機関を支えるとい

う意味では、当然、こういう支えるところがないとなかなかマーケットが大きくなっていかない、民間金融機関が商品開発するののお手伝いをするといふところが必要だといふのは、私も同感でございます。

しかしながら、今、米国の方式を採用した理由といふのは、ただ単に米国が金融が成熟化しているからというお話をいたしましたけれども、そうではなくて、果たしてこの住宅金融公庫の次の、衣がえをする独立行政法人がやる必要があるのかといふことに私は疑問を持っています。

つまり、先ほど下条委員の方からお話ありましたように、国土交通省が所管する必要があるのかといふことなんです。つまり、金融の世界なわけなんです。米国のモデルを採用してやると、今、米国からもモーゲージバンク等が入つてくるといふお話をいたしましたけれども、証券化を支援してやるということだけを考えたときには、今まで住宅のための資金を特に供給するんだという目的があつたと思ひます。しかしながら、これからはローン債権を買い取つて証券化するという業務といふことを考えると、果たしてこの住宅金融公庫の次の組織がやる意義があるのかといふ、私はちよつと疑問を持っております。

何か、うがつた見方かもしれないが、住宅金融公庫という組織、内部の組織を残すために、あえて次は証券化業務といふものを無理やり見つけてきて、アメリカのモデルとくつつける形でやったのではないかなといふちよつと心配をしております。

そういう意味では、住宅のローンに対する証券化といふのが行われていく、行われていくと当然マーケットが拡大していくという絵を今かかれてあるわけですが、当然、マーケットが拡大した暁には民間の金融機関が、そんなにもうかるなら我々もやりたい、入れてくれといふふうな話になつてくると思ひますけれども、そういう場合の機構の戦略といふますか対応はどうされるのかといふのをちよつとお伺ひしたいと思います。

○山本政府参考人 実、我が国の住宅ローンの証券化市場はまだ始まったばかりで、非常に幼稚な段階にあるというのが私の認識でございます。住宅金融支援機構によってその制度のインフラ部分を用意することで、証券化市場をこれから健全に育成していかなくいかぬという問題意識を持っているわけでございます。

それが功を奏して証券化市場が一定規模に成長していった段階において、民間の金融機関でも独自に証券化をして、預貯金じゃなくて、証券市場から長期の資金を調達することができるようになるということは、これは実は望むことでございまして、そういうことができればどんどんやっていたら、国民の皆様は質のいい住宅ローンが供給されるということに望んでおります。これが、今回の改革の一つの目的でございます。ですから、そういう事態になっても住宅金融支援機構が場所を占めて、私たちがやるからおまえたちはどけよということ、あつてはならぬという問題意識でございます。

しかし、今この時点で証券化市場の見通しを眺めてみますと、例えば十六年度でも、現実に民間金融機関でローン債権を証券化して資金を調達しているケースが見られますけれども、どちらかというと、自分自身のローンとか身内のローンを非常に限られたサークルの中で証券化して、知っている人を持っただけとか、そういう、マーケットと言っているよりもまだプライベートな段階にとどまっていますので、しばらくの間、住宅金融支援機構がきちんとした役割を果たさなくいかぬと思いますし、先ほど申し上げましたような形で育つて民間機関がやる状態になっても、そういうことができるのは、やはりある程度の信用力といえますか体力のある金融機関に限られることとなります。

ですから、国民の皆様が全国あまねくきちんとした住宅ローンをこの制度によって手にしたいと考えてられる場合に、例えば地方の中小金融機関向けのいろいろなお手伝いをする要素はまだ残っています。

くると思います。マーケットの、全体じゃありませんけれども、周辺部分にそういうことは残っていると、まさに文字どおり、住宅ローン証券化市場の制度インフラとして独立行政法人住宅金融支援機構がしばらく継続的に果たしていかななくいかぬ役割はあると思います。

それから、証券化ローンがここまで発達している米国の例を見ても、実際に証券化の大部分を担っているのは、政府支援機関、ガバメント・スポンサード・エンタープライズと言われているファニーメイとかフレディーマックがやっておりますので、そういうことを横に見ても、独立行政法人にしっかりと仕事をさせていただく分野は非常に大きいというふうに見通しているところでございます。

○長安委員 ぜび、マーケットが成熟した折には、民業圧迫ということがないように、これは柔軟に対応していただくことが必要かなと思っております。

この新たな独立行政法人ですけれども、今までの長期固定のローン、つまり融資業務からは基本的にもう撤退する、証券化に移るんだというお話でございます。一方で、証券化だけするのかわといては、いやいや、違います、災害関連の融資については今後も引き続きやっていく、つまり、災害を受けられて、家を再建されるときは融資については続けてやっていくというお話でございます。

災害の再建の融資、当然国としてサポートしなければならぬと私は思っておりますけれども、今までやってきた融資をやめるのであれば、この際すっぱり切ってしまうって、例えば国民金融公庫、商工中金等、多くの公的な金融機関がございまして、そこにもうすべてを投じてしまうという形でもないのかと私は思うわけですが、それでも、その辺の御見解をお伺いさせていただきませんか。

○山本政府参考人 御指摘のような形で災害融資を実施することはできないかと問われれば、可能

性としてはできるんだと思います。

ただ、政府関係金融機関に財投の資金を使って国民の皆様が災害で困っておられるときに的確に災害融資をしていく、手段としてどちらが合理的かという観点からお答えしたいと思うんですが、住宅ローンを交付する際には、お金を渡せばいいというものではなくて、物をきちんと審査して、設計図書でちゃんと審査した上で交付します。そういう意味では、住宅ローンについてのいろいろなシステムインフラがございまして、従来からの直接融資についての委託金融機関との関係で持っているシステムのインフラ、それは実は、先ほど来御説明しておりますように、証券化事業、つまり住宅ローンを買い取るための、住宅ローンを設定した対象の住宅がどうなっているかというのをきちんと見るといふようなことも含めてですけれども、そこに継承されてきているわけですから、そういうものを持つている住宅金融公庫の継承機関たる新法人が、財投を財源に困っている被災者に的確に機動的に災害関連融資をする、それが一番合理的であろうと考えて、こういう法律案としているわけでございます。

○長安委員 今、従来の貸し付けというのに対して当然審査が行われている、この審査と似たような、ほとんど同様の審査が行われるわけだからというお話でございます。この審査につきまして、では、どのように審査していたのか。つまり、内部ですべて審査していたのか、あるいは外注という形で、外部委託という形で審査していたのか、その辺についてお伺いできますでしょうか。

○山本政府参考人 これは直接融資も証券化事業の対象の住宅物件の審査も同じでございますけれども、基本的に民間の検査機関等を利用して検査インフラを整備しています。そういうのをあらかじめ契約を結んで、地域ごとに、公庫が定められた技術基準に従って、設計時、中間時、それから竣工時に実施する。最終的に住宅についての検査の適合証明書を出すということでございます。

それで、この部分については若干、災害融資は緊急を要しますので、すぐ住宅が欲しいというお客様が大部分ですので、中間検査だけを実施するというような形で簡便化しておりますけれども、災害融資についても全体の大きな流れはほぼ同様でございます。

○長安委員 今お話を聞いておりまして、私、ちよつと腑に落ちないんですけれども、つまり、今までやってきた住宅融資の審査ということに対しては、例えば設計図書を審査するとかそういうようなことをやられている。それは外部に委託されているわけですね。でも、先ほどのお話は、災害のときの融資を残すためにはそういうノウハウが中にあるから残しているんですというお話です。それであれば、私が先ほど申し上げました国民金融公庫が融資するときに、外注されているところ、同じところに外注したら全く同じことができるんじゃないかと思うわけですが、その辺、局長、いかがですか。

○山本政府参考人 先ほどの答弁でも申し上げましたように、不可能であると申し上げているわけではないんです。

民間の検査機関とどういうあらかじめの契約を結んで、具体的にどういう行動をとってもらうかというものをシステムとして持つておる公庫なり新法人に引き続きやってもらうというのが合理的であろうというふうに申し上げたわけでございます。

○長安委員 何か一〇〇%はちよつと納得できないところなんですけれども、時間に限りがございますので、これはこれぐらいにさせていただきますけれども。

この独立行政法人ができて、証券化業務がメインの柱となる、金額的には当然そうなるわけですが、この実績が当然拡大していくわけですから、証券化業務と、大きい部分では既往債権の管理業務も当然あると思っておりますけれども、この既往債権の管理業務は除きまして、新規の証券化業務というものを行う上で将来の収支は

どのように見込んでおられるのか、お伺いしたいと思ひます。

○山本政府参考人 まず、見込みの前提として、証券化支援業務がどういふふうに進んでいくかというところが前提となります。

証券化支援業務は、公庫が先行的に取り組んでおられるわけですが、平成十五年の十月に開始して、昨年度末、本年の三月末までの実績は、買い取り申請ベースで一七千九百七十八戸、現実の債権の買い取りベースで八千八百六十七戸というところにとどまっております。平成十六年度の計画戸数は八万戸ですので、これと比べますと非常に大きな開きがあるわけでございます。ただ、先ほど来御説明しておりますように、幾つかの推進措置を講じたために、年が明けましてから二月、三月、四月と毎月四千戸を超えると。四月の場合は三千二百七十七戸ということですが、そういうことで、年間のペースで見ると四万から五万戸ペースまで来てるかなというふうに見えております。

実はこれを前提に、独立行政法人には平成十九年からなるわけですが、これから二年間、いろいろな助走、努力を続けていって、仮にといひますか、一定の前提条件が必要ですので前提条件としてお聞きいただきたいんですが、今後の証券化支援事業の実績が、平成十七年度の計画戸数は十萬戸です、ですから、これは三月、四月あたりの巡航速度からすると倍の、かなり意欲的な前提になりますけれども、十七年度、十八年度とずっとこれから十萬戸で推移したとした場合、証券化事業の収支の状況がどういふふうになるかというところでございますけれども、証券化支援業務は、買い取ってMBSを発行するということにあらゆるコストがかかります。後は金利に上乗せして経費を回収していくということですので、最初どつと赤字が出て、少しずつそれを回収していくという構造になっていきますので、新法人、独立行政法人設立当初、平成十九年度は単年度赤字を計上することに当然となります。

なりますけれども、先ほど言いました十萬戸を前提にしますと、独立行政法人の第一期の中期目標期間、これは平成十九年から二十三年までですが、けれども、この間に、およそ平成二十一年には単年度黒字に転換するだろう。それから、第二期の中期目標期間中、平成二十五年度ごろには繰越損失も解消できるだろうという見込みを立てております。

○長安委員 ちょっと私のいたいておりました資料と、今二十五年度ですか、二十八年度に繰越損失を解消と書いてありましたので、これは、では間違っているんですね。

ただ、もう現在も証券化というのが一部始まっている。今後、二十三年まで続けられて初めて単黒が出るわけですね、単年度黒字が。約六年かかるわけでありまして。私の感覚からしますと、普通の民間の企業が、これから仕事を始めますと銀行にお金を借りに行ったときに、六年間赤字が出て、やっと七年目に黒字が出るんですねというのはいずれ得ないと思うんですね。もつとスピードアップして単年度黒字が出るような形で私は進めるべきではないかと思ひます。

そういった意味では、先ほど、組織をどれだけスリム化するかというお話もございましたけれども、もつと切り込んだスリム化をしていかないといけないのではないかと思ひます。

一方で、今、収支のお話ございましたけれども、今確かに金利がこれだけ低い状況です。今後、金利が上昇していくという局面も当然あるうかと思ひます。急激に金利が上昇しますと、住宅取得ということの意欲が冷え込んで、当然証券化すべき証券化の事業の実績自体が落ち込んでいくと思ひます。そういった場合に、この機構の経営に関して問題が生じないのかどうかについてもお伺いしたいと思ひます。

○山本政府参考人 御指摘のように、住宅の建設とか購入のレベルは金利の水準に左右されます、経済動向に左右されるということでございますけれども、仮に経済が逼迫してきて金利が非常に高

くなったという場合は、住宅市場が一時的に縮まってくるということは大いに予想されるわけでございます。これに伴ひまして、住宅金融支援機構の証券化支援事業の実績が落ち込んでいくという可能性はございます。

一方、今は非常に低金利が続いていますので、長期固定の住宅ローンに対する関心が非常に薄い。金利が上昇局面になると、長期固定が計画的な住宅取得には大事だという意識が高まってまいります。これは、お客様をふやす方向に力が働くと思ひます。そういうことは、いずれにしても、変動によって浮き沈みがあると思ひます。

それが住宅金融支援機構の経営に致命的な影響を及ぼすかどうかというのが御質問のポイントだと思いますけれども、先ほど来申し上げましたように、証券化支援事業の収支の構造は、要するに、住宅ローン債権残高をどの程度持つていくか、それが結局毎年少しずつ収益を生んでくるわけでございます。したがって、ストックとしての買い取った住宅ローン残高がどの程度にまで積み上がっていくかということが経営上一番大事なポイントでございます。単年度のフローがどういふふうに変動するかということ以上に、住宅金融支援機構がストックとしての程度の住宅ローン実績を積み上げていくことが一番大事なことだと考えております。

〔委員長退席、望月委員長代理着席〕

○長安委員 当然、独立行政法人、業績というのは上下に変動するものと私も認識をしております。ただ、一番大切なことは、一日も早く黒字化するというところでございます。これに向けてはやはり全力で取り組んでいただきたいと思ひます。

例えば、きょうの朝刊、読売新聞などを見ますと、独立行政法人雇用・能力開発機構、一億円の収入で二十一億円の維持費。つまり、二十億毎年赤字なんです。これが野放しになっている。もしかししたらこの住宅金融公庫が、一歩間違つたらそのような状況になっていったら、何のために住

宅金融公庫から独立行政法人化したのかというそもそも論に返ってくるころだと思ひます。ここはしっかりと取り組んでいただかないといけないかなと思ひます。

そういう意味では、経営の目標も、今お話しございました。五年後、中期目標というのを見せたいいただきましたけれども、やはり五年ごとに基本的には経営方針というものを立てていくというお話ございました。ただ、企業を見たときに、この御時世、民間企業であればもう五年というのは長期です。はつきり言ひまして中期じゃないと私は認識しています。一年あるいは半年、いや、もつと精密に、厳密にいくためには四半期だ、それぐらいで事業戦略を見直していくというぐらいの姿勢がないと、気がついたら赤字がこれだけ膨らんでいまして、この独立行政法人どうしましようじゃ、国としてはつきり言つて責任を疑われる問題だと私は思ひます。そういう意味では、今の段階からしっかりとこの経営について細かい目配りをしていくということが必要ではないかと私は思ひます。

この住宅というものの自体は一生に一度の買い物なんです。住宅というものは一生に一度の買い物ということで、今まではその家に一生住み続ける、住みかといひますか、そういう感覚で購入しておりました。

一方で、今は時代がどんどん変わってきて、いろいろな意見がございます。またライフスタイルもございます。例えば、自分のライフスタイルに合わせて家をどんどん動かしていかう、つまり移していく。これは賃貸でいくわけですが、借家をどうやってやっていく方が、例えば新築をどんどん借り、次々移っていく方が、いつも家はきれいなまま。持ち家をずっと持っていた場合は、二十年住んだら当然築二十年になってきて、もちろん手直しはするでしょうけれども、そういうのは嫌だというふうな価値観も当然あるわけですね。

価値観が変わってきている、そういう中であつ

て、今までの国土交通省の住宅政策というのは、

中所得者層には持ち家を促進すべく住宅金融公庫、低所得者層から中低所得者層には公営住宅という政策が打たれてきたわけですが、今後の

のそういう皆さんの、国民一人一人の価値観が多様化している中で、その多様化に合わせる形で、住宅金融公庫だけでなく住宅金融支援機構になるわけですから、さまざまな住宅政策と絡み合わせる形で住宅に対する支援というのを検討していって

もいいのではないかと私は逆に考えております。今は住宅金融公庫という名前です。でも、住宅金融ということに関してはいろいろなものがある、もうそれこそ住宅金融宝庫なんだというぐら

いさまざまな種類の住宅支援をしていってもいいんじゃないか。これはやはりいかにタイムリーに柔軟に見直していけるかというのが今後の課題になるかと思っております。そういった機構の活用

のしていきたい方につきまして大臣の御所見をお伺いしたいなと思っております。【望月委員長代理退席、委員長着席】

○北側国務大臣 独立行政法人化されるわけでございますが、そこで果たしていく業務というのは、一方で非常に公的な色彩も強いわけでございます。時代は変わっても、住宅のストックがふえ

たといは、やはり若い方々の間で中古住宅も含めまして良質な住宅を求めたい、そういう場合に、長期で固定金利で、できる限り低利の、そうした融資を、できるだけそういう条件、環境を整えていくという事は、これはやはりこれ

も大事な事なんだと思うんですね。

ただ、時代が大きく変わってきて、民間金融機関でも住宅ローンをさまざまな提供してくるような時代になりました。また、住宅そのものも量として非常に充足をしてくる中で、従来とは期待されている役割は大きく違ってきている中で、住宅金融公庫が直接融資は原則としてもうしない

で、証券化支援業務を中心として、民間のそうした住宅ローンについて長期固定のそうしたローンをできるだけ供給できるようにしていこう、少し

一步下がった形でやっていくというわけでございます。そういう意味では、市場機能をしっかり重視しながらも、活用しながらも、一方で、良質な住宅の供給という公的な役割はこれからやはりしっかり担っていく必要があるわけ、まさしくそういうことで独法化されるんだというふうに考えているところでございます。

今委員のおっしゃった持ち家なのもしくは賃貸なのか、これはさまざまなニーズがあると思います。そういうニーズというのはさまざまな多様だと思っております。そういうニーズに応じてさまざまな支援策を提供していく、住宅政策を提供していくということが非常に重要であると思っております。

○長安委員 やはりこの住宅政策というのは、これは国民一人一人に本当に重要な問題です。そういう意味では、ぜひ、今大臣から御答弁いただきまして、まずは利用者の目線で、利用者のニーズに合う形の支援策を今後も柔軟に対応していくということが必要かなと思っております。

ちよつと今回の法案とは関係はございませんけれども、こういう機会を与えていただきましたので、船舶油濁損害賠償保障法についてもちよつとお伺いしたいと思います。

これは昨年の、そのときは大臣は石原大臣でございましたね、そのときにこの法案が審議され通ったわけでございます。私もそのときに質疑に立たせていただきました。昨今のマスコミは、これは北朝鮮制裁法だというような書き方をしておりますけれども、当時は、法案審議の過程では北朝鮮のキの字も出なかったのが正直なところでございます。日本の海岸で何かしら損害を受けたと

き、どうやって賠償してもらおうのかということの法整備が今まで欠けているんじゃないかということが本来の趣旨でございました。

一方で、北朝鮮に昨今の核開発の疑惑等がある、この法律が効果的であるのも事実であると私は思っております。北朝鮮を制裁するという意味では

一定の効果があるのかなと思っております。この法律が通った後、日本へ入港する船、三月一日以降、百トン以上の船に関しては、船主責任保険、P-I保険を掛けないと、入港証明書、一般船舶保障契約証明書を国土交通省の方からは出さないということになったわけでございます。

先般の五月十五日の産経新聞の朝刊の記事に、北朝鮮の船が十八隻、保険を掛けて申請しているけれども、この保険会社、名前はマリタイム・ミュージアアル・インシュアランス・アソシエーション・リミテッドという会社なんです。これはニュージーランドの会社なんですけれども、この会社自身が保障能力に疑義があるというような話がございます。

こういう記事が実際に新聞に報道されておりますけれども、その辺について、事実関係はいかがでございますでしょうか。

○矢部政府参考人 ただいま船舶油濁損害賠償保障法に基づきます一般船舶保障契約証明書に關しまして、MMIA、ちよつと略称で呼ばせていただきますが、ニュージーランドの保険会社でございますが、その信用力に問題があるのではないかと思います。産経新聞の記事にも記載されておりますけれども、このMMIAニュージーランドにかかわります一般船舶保障契約証明書は、北朝鮮籍船舶に対しまして、これまで十八隻分交付されております。事実でございます。

国土交通省におきましては、これらの保障契約証明書の発給に際しまして、当然、所要の審査を行っているわけでございます。MMIAニュージーランドは、ニュージーランドの法令に基づき適正に設立をされ、また加入船舶も五百隻程度あります。実体のある保険会社であることを確認しております。

一方、御指摘の新聞報道におきまして、MMIAニュージーランドの信用力に疑義があるということの根拠にされております二件の事故についての記載がございます。

この点について申し上げますと、まず一点目の平成十五年の事故につきましては、いまだに裁判所におきまして審理中でございまして、責任関係は確定していません。また、二点目の、このMMIAニュージーランドの代表者がかつて経営していた別の保険会社が平成六年の事故にかかわります保険金を支払わなかったとされます件につきましては、このMMIAニュージーランドの代表者は、本件事故の訴訟が提起される前の平成九年にはこの保険会社を既に退社しております。そのことを確認しております。

したがって、これら二件の事故への対応を根拠といたしましてMMIAニュージーランドが信用できないとしておりますこの新聞報道につきましては、無理があるのではないかと考えております。

○長安委員 今、保険会社に関しては問題ないというお話がございました。この保険が当然掛けられると、今お話ございました信用力に問題がないということで入港証明書を国土交通省が発行されるわけでありまして、この入港証明書、例えば取り消しといいますが、保険会社がお金が出ないとかというような場合に当然なると思うんですけれども、そういった基準というのはどのようなものなのでしょうか。

また、逆に、後になって、その保険会社が審査基準に満たないものだったということが明らかとなったような場合は、どのような対応をとる御予定でいらっしゃいますでしょうか。

○矢部政府参考人 まず、この一般船舶保障契約証明書の審査基準といいますが、審査の要領についてお答えを申し上げます。交付申請がございしますと、その申請書の記載事項及び添付書類等をもとにいたしまして、個々の保険契約の内容及、それからその保険者が業務を適確に遂行する能力があるのかないのかという点について審査を行っております。

まず初めの保険契約の内容及び、保険契約が法律上必要な損害をてん補するものに

なっているのかどうか。具体的には、燃料による油濁損害と船体の撤去費用をカバーしているかどうかという点。それから、保険金額が法律で定められた額にちゃんと達しているかどうかということ等を審査いたします。

それから保険者につきましては、この保険者が所在している国の法令に基づきまして適法に業務が営まれているのかどうか、それから、これまで日本国内において油濁損害等に関する保険金を支払わないといった問題事例が発生していないかどうか、それから、事故等が発生した場合に連絡がとれる体制になっているかどうかということを確認しております。

そして、こういった内容につきましては実施要領として明文化をいたしまして、関係者に周知徹底をして、統一した適切な取り扱いの確保に努めておるわけでございます。

それから、途中で基準を満たさなくなった場合にはどうするのかという点についてもお尋ねがございました。

今申しましたような審査、申請につきましては審査を行うわけでございますので、この審査の前提条件になりました保険契約の内容と、それから保険者の業務を適確に遂行する能力につきまして、一定の要件が法律と政令に定められているわけでございますけれども、この要件を満たさなくなったと認める場合には当然この証明書は効力を失うわけでございますので、法律にも証明書を返納することが規定されておりますので、その規定に基づきまして、効力を失った証明書につきましては、交付を受けた者は返還する義務を負うというようになります。

ちょっとわかりにくい抽象的な言い方でしたから、具体的に申し上げますと、例えば、保険者が倒産した場合、それから保険者の事業免許が取り消された場合、あるいは、実際に事例が発生した場合、再三指導したけれども正当な理由がなくて保険金の支払いをしないような場合、そういった場合には当然証明書は返還すべきもの、こういった

ことになろうかと思っております。

○長安委員 今、取り消しをされた場合には返納されるといってお話ございました。これはしつかりと、返納するしないを、いやこれはまだ効力があるんだなということ、押し問答をしている間にどんだん北朝鮮の船が入ってきてしまうということでは問題なわけです。そういった意味で、国益に沿う形でしつかりとこの法律を運用していただくということが重要なことでは思っております。

どうもありがとうございます。

○橋委員長 佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 公明党の佐藤茂樹でございます。独立行政法人住宅金融支援機構法案につきまして質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、あらかじめ九項目ほど大きく質問を通告させていただいたんですが、四番目ともなりますと、もう何人か同じような質問をされておりました、特に公庫であるとか、また独法の業務運営の効率化についての部分であるとか、モーゲージバンクとかモーゲージブローカーについては既に同僚議員が質問されましたので、ほかの部分につきまして質問させていただきたいと思っております。

まず一つ目は、今の我が国の住宅金融市場の抱えております課題と、今回行われようとしております証券化支援の拡大策につきましてお聞きをしたいと思うんですが、私は、従来の財投資金を前提にした住宅金融システムから、市場機能を活用した新たな住宅金融システムへの移行期といえますか、そういうときに今差しかかっていると思っておりますが、今の段階で、住宅金融市場の抱えている現状の問題点というのは大きく二つぐらいあると思っておりますね。

その一つは、市場では長期固定住宅ローンのニーズが高いにもかかわらず、民間の長期固定ローンの供給は低水準のままであるということが大きな問題として一つあると思います。同僚委員も一番冒頭に数字を出されておりましたけれど、

平成十五年の住宅金融公庫の調べでは、全期間の固定金利というのが二・五として五二・一％もある。それに対して、実際に新規供給の民間住宅ローンのうち、十年超の固定金利のローンの占める割合というのは十六年度の上半期では四・八％にしかなくなっていないという、極めて供給の実態を見ると低水準であるという問題が一つあるかと思っております。

これをやはり何とか乗り越えていこうとする、その有力な手段としては、現状を見ましたときに、公庫の証券化による長期固定の民間住宅ローンの安定的供給というのが普及していかねばいけないということではもうわかっているわけです。

二番目の問題点としては、一方で、長期固定金利の住宅ローンを供給するべくこの公庫の証券化支援業務というのが既に始まっているにもかかわらず、拡大ベースが非常に極めて遅い。そういう問題点がある一方としてございまして、例えば平成十七年四月末で、きのうお聞きしましたら、証券化による買い取り申請戸数というのが二万一千九百九十五戸なんです。ところが、十六年度末までの予算規模でどれだけ用意していたのかという、目標としては八万戸用意していたにもかかわらず、申請戸数を見て二万一千九百九十五戸である。実際に実績を見ると二万一千九百九十五戸けれども、さらに、二〇〇五年、今年度は十万户を一応予算規模としてとっておられる、そういうことになるんですけれども、しかし、その達成というのは非常に極めて難しい状況である。

そういうことからしますと、今のところ、この証券化ローンの利用というのはなかなか低調である。順調にこの制度が、せっかく十五年の十月から開始されているにもかかわらず、活用されている状況ではない、そういう実態が見えてくるかと思うんですけれども、そこで、まず最初に大臣にお聞きしたいのは、証券化支援業務のなかなか実績が進まないその原因をどのように分析されておられて、打開策、改善策というのはどういうこと

を考えて証券化支援の拡大を図ろうとされているのか、まず大臣にお聞きしたいと思います。

○北側国務大臣 今回、今回といいますか、証券化ローンについて、スタートいたしました。まだ間もないわけでございます。そういう意味で、まだ十分に認知がされていないということがあると思えます。そういう意味では、しつかりと啓蒙をこれから努めていかなければならないと思えます。

もう一つ、やはり大きいのは、今、超低金利の状態が続いております。一般の方が仮に住宅を取得する場合も、将来の金利変動リスクを考えた場合には、やはりこれは長期固定の方がいいというふうな御判断されるかと思うんですね。ところが、ずっとこの超低金利がしばらくの間続いておりますので、なかなか金利リスクに対する意識が十分に高まっていないというのもあるのではないかと思っております。

しかしながら、委員も御承知かと思いますが、ことしに入ってから非常に買い取り申請件数も急激にふえているところでございまして、この二月には四千三百六十九件、三月には四千二百十八件と、昨年に比べると各月約十倍前後の伸びを示しているところでございまして、これはPR活動等々が効果が出てきているのかなと思っております。

今後とも、一つは、十七年度におきましては貸付額の上限の引き上げ等による証券化ローンそのものの充実もしてまいりますし、さらに金利変動リスクのヘッジ等による金利の引き下げだとか、民間金融機関間の競争を促進するためのモーゲージバンク等々の育成を支援するための運用システムの整備等々を実施いたしまして、こうした取り組みを通じて証券化ローンの供給拡大をしつかりと図ってまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 今大臣おっしゃいましたように、特にことしになっていろいろ話題になっているのが、冒頭から出ておりますけれども、フラット35という、長期固定ローンの低金利などが魅力

で利用者が急増しているという話題も出ておりますし、そういうところもしつかりとさらに民間の金融機関といろいろと連携しながら伸ばしていただきたいというふうに思うわけでございます。時間が限られておりますので余り細かいことについて聞かずに、住宅金融公庫から独立行政法人に移るに当たって、ぜひこれだけはさらにしっかりと今までの果たした役割として維持していただきたいというものが何点かあるんですけれども、その一つに、住宅金融公庫の融資というのは、私はやはり住宅の質の確保という点では非常に役割を果たしてきたと思うわけです。

それは、貸付金利の優遇であるとか融資額の割り増し等によって、具体的には省エネルギー化またバリアフリー化、耐震化等、さまざまな社会的要請に応じた住宅の質の確保に大きく貢献してきたことはもう間違いないと思うんですね。先ほど局長の答弁でも、平成十五年度ですか、公庫の融資による住宅でバリアフリーというのは六五%ぐらいなんだ、そういう御答弁もありました。

だから、公庫融資が一定の技術基準への適合を融資条件としてきたことによって、例えば阪神・淡路大震災のときにも、聞いておりますのは、公庫による融資を受けた住宅というのはそのほかのものとは比べて極めて被害が少なかった、そういう実績もありますし、そういう意味でいうと、住宅の質の確保に極めて大きく住宅金融公庫というのは貢献してきたということは言えるかと思えます。

しかしながら、一方で、平成十四年度から直接融資業務が段階的に縮小されてきたことによりまして、今言いましたような省エネとかバリアフリー、耐震改修などの、質の確保、誘導手段としての機能が低下している、そういう指摘もあるんですね。

しかし、今、逆に日本の置かれている社会というものを考えていきましたときに、今言いました省エネルギーとかバリアフリー化とか耐震化というのはいくらも必要不可欠なわけでありまし

て、一つは高齢化社会ですね。さらに、京都議定書に代表されるような地球環境問題。さらに、我々も先日、委員長を筆頭に福岡県西方沖地震を見てきましたけれども、日本列島どこでも地震が起きる可能性というのが今回この地震でも明らかになったわけでして、そういうものに対する耐震化。だから、バリアフリー化、省エネ化、耐震化という社会的要請というのはこれからますます高まっていくものである、そういう認識に我々は立たなければいけないと思うんですね。

今回、そういう意味では、確認の意味でぜひ御答弁いただきたいんですけれども、この住宅金融の枠組みというのは、そういう意味でいうと、今まで公庫の果たしてきた実績から見ても、住宅の質の確保、誘導を進める上では重要なツールであろう、そのように私は認識しております。ぜひ、独立行政法人になっても、証券化支援による民間住宅ローンを通じて、今まで行われてきたような住宅の質の確保、誘導に果たしてきた役割というのは維持すべきである、私はそのように思うんですが、国交省の見解と、そのために具体的に移行に当たってどういう施策をしっかりとされていくのか、御答弁をいただきたいと思えます。

○北側国務大臣 委員のおっしゃったように、従来、公庫が直接融資を果たすことを通じて政策誘導をしてきたところがござります。それをどうするかという御質問でござります。

それは、直接融資は原則やらないわけですが、一方で、住宅金融を通じて質の誘導を進めるための新たな枠組みを整備することが必要と考えておりまして、今委員のおっしゃった省エネ、耐震化、それからバリアフリー化、こうしたものを対象といたしまして、証券化ローンの枠組みの中で、当初五年間は〇・三%の金利優遇を行う優良住宅取得支援制度を平成十七年度予算において創設いたしました。本年六月から事業を開始するとおっしゃるところでござります。

これは証券化ローンを通じての話でござりますが、直接融資としても、災害関係はもちろんのこ

と、密集市街地の建てかえとか、それから子育てファミリー向けの賃貸住宅建設支援とか、なかなか民間だけでは十分ではない、そういうところはやはり今後ともしっかりと独法後も融資業務をやっていかねばならないと考えております。

○佐藤(茂)委員 そこでもう一つ、これからの独立行政法人になるこの法人の役割として、さらにちよつと確認をしておきたいことが、住宅ローン利用者への的確な情報の提供というのはこれからますます大事になってくると思っております。特に、住宅ローン商品というのがこれからますます多様化が進んでいくと思うんですけれども、消費者が間違いない商品の選択をできるようにするために、そういう情報が十分に提供されているということが極めて市場では不可欠だと思うんですね。

例えば、平成十六年度の住宅金融公庫がインターネットで行った調査によりますと、変動・固定金利期間選択型を選んだ住宅取得者のうち、金利変動のルールやリスクについて説明を受けた、そう回答した者は一応七七%いらっしゃるんですけれども、このうち、詳しく説明を受けた、そう回答した者は全体の約三割弱しかない、そういう結果が出ているわけですね。

日本の場合は、金融機関の場合は、銀行業における表示に関する規約施行規則第五条に基づく運用基準というのがありまして、表示についてはパンフレット等でもきちっと表示されているんですけれども、しかしアメリカに比べると非常にまだまだ手薄でありまして、アメリカの場合は真実貸付法に基づく連邦準備制度理事会が作成した規則によって、理解しやすい具体的な計算例をきちっと踏まえて、より詳細に提供しなければならぬという義務づけがあるんですね。

例えば、過去十五年間の金利変動実績データによる返済額計算例を提示するとか、あるいは融資期間中に想定される最高金利と最高返済額計算例の提供というものを義務づけなければならぬとい

うような、そういう厳しいことが民間の金融機関にも義務づけられたりという形ですと、やはり利用者への的確な告知の方法については、アメリカのいい例はしっかりと学んでいかねばいいけない。

そういう考え方の前提の上に立って今回の法案に戻りますと、住宅金融支援機構の業務として、今までの住宅金融公庫法にはなかった住宅情報提供業務が新たに位置づけられているんですけれども、その趣旨と、また住宅情報提供というのはどのような業務を行うのか、国交省にお伺いをしたいと思えます。

○山本政府参考人 実は、住宅金融公庫は、従来から、住宅ローンを実施するという仕事に付随する仕事として国民の皆様のいろいろな相談に応じてきましたし、住宅供給事業者、大工の方とか工務店の方々の相談に応じて、住宅の設計施工についての情報提供を行ってききました。

公庫は廃止されて、証券化支援業務を中心とする独立行政法人になるわけですが、住宅政策全体の今後を考えると、住宅市場を重視して、マーケットを通じてきちんとした住宅が供給され使われるようにしたいということを考えますと、消費者の方にも的確な情報が提供される、それから、供給事業者にも健全な知識を持って住宅供給事業を行うということは不可欠なことだと思えます。今までの現実によつて、供給者、需要者双方から頼りにされていたこの仕事を新独立行政法人の正式の業務として位置づけて、正面から取り組んでいただくというふうに企図したものでござります。

具体的には、消費者に対しては、住宅ローンに関連するいろいろな、今御紹介がありました変動金利のリスクでありますとか、計画的に取得するということにはどうしたらいいのかというような知識、それから、住宅供給事業者については、さっき言いました住宅の設計施工についてのいろいろなノウハウ、こういったようなものを、ホームページを活用することはもちろんでござい

ますけれども、出版物を発行いたしましたり、あるいは従来からも取り組んでまいりました相談窓口を設置いたしまして、相対でいろいろ相談に応じて情報提供する。それから、消費者とか事業者を対象にしましたいろいろなセミナーを実施するといったような手段で提供していくことを考えております。

○佐藤(茂)委員 そこで、消費者に対する情報の提供でもう一点ぜひお聞きをしておきたいのは、民間金融機関と接して情報をやりとりすることが一つとともに、もう一つは、国交省のある研究会の調査によると、住宅ローンを選択したきっかけとして、分譲建設業者から勧められたと回答した者が約半数いたということが報告されているんですね。

消費者から見ると、住宅ローンに関する重要な情報源となつていて考えられるのが、住宅の分譲建設業者という住宅事業者がまずこの住宅ローンについても情報源となつていて、そういう事実があるわけでごいまして、今まで私のこの質問までいろいろな答弁もありましたけれども、適切にこの住宅ローンの内容を説明する、アドバイザーでできる者として、住宅ローンアドバイザーという話もありました。私は、こういう方々を職能として確立させて育成していくということも含めて、民間金融機関だけに任せておくのではなくて、住宅事業者の中に、やはりきちっと住宅ローンに関する情報提供が行われていく、そういう仕組みを市場の中にきちっと構築していくことが必要であらう。

先ほどの質問者の中で、これはモーゲージブローカーとはちよつと違うと思うんですよ。モーゲージブローカーというのは、アメリカはもう少しあつせんというふうなレベルですけども、そのまでのレベルまで行かなくても、この住宅ローンアドバイザーというものが住宅事業者の中に的確にいて、そして消費者保護の観点からしっかりとした間違いのない的確な情報を提供していく、そういう市場というものを、仕組みを構

築していくことが大事であらうと思うんですが、国土交通省の見解をお伺いしたいと思います。

○山本政府参考人 非常に大事な仕事の領域だと考えております。

今引用していただきました国土交通省のアンケート調査結果も踏まえまして、本気で住宅取得したいと考えておられる方が接触するのは住宅供給事業者でございます。そこで本気で情報のやりとりをする、その局面で的確に住宅ローンについての情報が取得者に提供できるようにするというのは非常に大事なことだという認識でございます。

こういう考え方に立ちまして、実は、昨年度から、各地域のハウスメーカー、中小工務店といった住宅関連事業者を対象にいたしまして、消費者に住宅ローンに関する的確な情報を提供できる住宅ローンアドバイザーを養成する講習会を実施しまして、これを受けてもらうように努めております。実は、平成十七年度は、さらに消費者に対して適切な住情報を提供するために、消費者との窓口となる住宅生産者とか宅建業者に証券化ローンを含む住宅ローンに関する講習会を開催していくことと考えておりまして、今まで以上にそういった人材の養成に努めていきたいと思っております。

そういうことを通じまして、住宅ローンに関する情報がいろいろな方法で住宅取得者の方に的確に提供される仕組みが整備されますように努力してまいりたいと考えております。

○佐藤(茂)委員 ぜひ、証券化ローンの市場を拡大するために、今私が申し上げたようなことは非常に必須条件だと思いますので、今後とも力を入れていただくことをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○橋委員 穀田恵二君。

○穀田委員 きょうは、公庫融資の果たしてきた役割について、まず最初に聞きたいと思えます。今回の法案で、住宅金融公庫を廃止し独立行政法人住宅金融支援機構を設立する、そして、機構

は、銀行の住宅ローン業務を支援する証券化支援業務を主要な仕事にする一方で、これまで公庫が行ってきた直接融資を原則廃止する。もちろん、今お話がたびたびありましたように、災害関連や都市居住再生等の、民間銀行が採算のとれない、融通が困難な分野に限って融資するものだという事になります。

簡単に縮めてというか、一言で言えば、国民や消費者の住宅取得要望にこたえて国の機関として住宅資金を融通してきたけれども、それをやめる、これからは国は銀行支援をするという形にしようということだと思ふんですね。だから、国民や消費者の側からすれば、何でそんなことをするのかわからぬというのが率直な気持ちだと思ふんですね。

二〇〇三年五月、国土交通委員会の参考人質疑で、当時の参考人がこのように述べています。「住宅金融公庫自体は、別に要らない道をつたりに使わない施設をつたたり、そういう悪いことをしてきたわけではなく『国民の住宅取得という一生の夢のためにずっと役立ってきた』、こう述べていた発言を今でも忘れられません。だから、直接融資を何でやめるのかよくわからないし、納得もいかへん、いつの間にかそうなっているのかというのが多々の方々の実感ではないかと思つてます。

そこで、まず、公庫が果たしてきた役割について聞きたいと思つています。公庫の融資を受けている所得階層はどうなっているのか、お答えいただけますか。

○吉井政府参考人 お答え申し上げます。

公庫の融資、いろいろございしますが、例えばといふことで平成十五年度のマイホーム新築融資について見ますと、いわゆる家計調査で中低所得者と言われているとまず第一分位から第三分位まで、年収でいいますと六百七十五万円まででございますが、この方々が全体の七一%を占めております。

○穀田委員 マンションの融資、建て売り住宅の

融資も含めて、そんな現実、七一%という話がありましたけれども、同じように七割に近い現状ですし、それから、年収八百万円以下といふことはいいますと八五・一%になります。つまり、中低所得者の住宅取得ニーズにこたえた制度だったといふことが一つあります。先ほど来議論されてきたように、住宅の質の向上の点での誘導をしてきた役割といふことは、もう言うまでもありません。

重要なのは、国の機関であつた住宅金融公庫が、直接的に融資することその役割を果たしてきたといふことが大事だと私は考えています。

今回、公庫を廃止して新しくつくる住宅支援機構は、直接融資は原則的に廃止することになります。この直接融資を廃止することによって生じる、国民、消費者に与えるデメリットといふことを考えたことはあるでしょうか、お答えいただけますか。

○山本政府参考人 今回の改革でございましてけれども、特殊法人等整理合理化計画に基づきまして、証券化支援を業務の柱とする独立行政法人を設立しようとしております。

御指摘のように、今回改革に伴ひまして、財投を財源に直接融資をするという制度は原則廃止するということになっておりますけれども、独立行政法人が、民間金融機関が長期固定ローンを供給することを支援する証券化支援事業によりまして財源を調達して、長期固定ローンを民間金融機関が円滑に実施することができるようになるということでございます。やろうとしていることは、結局、直接融資をやつてきたことと同じように、中低所得者も含めまして、引き続き長期固定ローンを安定的に供給するといふことが可能でございまして、御指摘のような、国民にデメリットを与えるといふような性格のものではないと考えております。

○穀田委員 まあ、これは歴史が検証するであらうでしょう。少なくともこの間でそういう事態でなかったことについては明らかであつて、もちろ

ん、この四月、五月、順調だという話、先ほど一生懸命北側大臣は言っていましたけれども、この問題について言うならば、必ず、一定の年限が来れば、それらの問題について、どちらが正しかったかというのは歴史が証明するということが言っておきたいと思うんです。

問題は、そもそも国が責任を持って直接融資などを実施してきて、公的な資金による支援だったわけですね。その目的というのは、国民の住宅要求への支援であって、政策的支援だ。これは営利を目的とした銀行などと根本的に違う問題なんです。ゆえに、国民、消費者の安心、信頼度も百八十度違う。先ほど、認知の問題だとか金利リスクについての認識はまだあれだからなんという話をしていましたけれども、そういう根本の問題があるんだということを私は指摘しておきたいと思っています。だから、国民からすれば、住宅要求に対する政策的支援対象から銀行の利益獲得手段の対象になるということは紛れもないことだと思います。

銀行の住宅ローンに関する実情を書いたものがあります。こう書いています。「近年、当面の金利が低い変動・短期固定のローンを選択する利用者の割合が高くなっているが、金融機関に限らず、住宅・不動産業者においても、利用者の当面の返済負担額を抑制できる変動・短期固定の商品を販売促進上利用者に勧めがちな現状にある。」と言って、銀行について述べているんですね。続いて、「しかしながら、民間ローンの主力商品である変動・短期固定の住宅ローンについては、金利上昇に伴って返済額が大きく増加し、利用者の負担増をもたらす、社会問題化する可能性がある。特に、三十歳代の若年層はリスクが大きいと考えられる。」

この文書、どこの文書か。これは、実は昨年十一月十九日の自由民主党の政務調査会の住宅金融改革小委員会の提言なんです。こういう危険があるぞということ言っている。

もちろん、この提言の結論というのは、公庫を

廃止して住宅ローンは民間にゆだねるというものですから、全く正反対の結論を出しているということになるわけですね。民間にゆだねたら金利上昇に伴って利用者の負担増が社会問題化するという懸念は表明しているわけですね。だから、長期、固定、低利の公庫融資が必要なんじゃないでしょうか。その点についての見解を聞いた。

○北側国務大臣 だからこそ、証券化支援業務をやろうとしているわけですね。住宅事情が戦後の状況とは大きく変化していることは委員も御理解をいただけるのではないかと思います。民間の金融機関もさまざまな住宅ローンを、かつてはそんなにやっていませんでしたけれども、そういう住宅ローンの商品を販売するようになってまいりました。

そういう中で、住宅金融公庫については、直接融資につきましては原則としてもうやらない。そして、一歩下がって、民間の住宅金融の証券化を支援していく。そこで長期固定という非常にニーズの高い、安定した、また計画的な住宅取得ができる、そうした証券化支援業務をしっかりとやっていくということをごさいます。ぜひ御理解をお願いしたいと思っております。

○穀田委員 なかなか理解できないことでして、何でそれが証券化になるのか、直接融資を廃止するのかという理由が相変わらずわからないんですね。大体、リスクがある民間銀行からしか結果としては、支援するとか何とか言うんだけれども、借りられなくなるということ自体が問題だと思っております。

先ほど来、証券化ローンの実態については出ていました。結論からいえば、私は、住宅ローンの貸出総額に占める証券化ローンのシェアというのは〇・一％しかないという現実をしっかりと見ていく必要があると思うんです。

それで、変動リスクに関して、先ほど来私が指摘して、自民党も懸念と言っているように、金利

上昇に伴って利用者の負担増が社会問題化するという点、これが決定的だと思うんです。民間金融機関が貸し出している住宅ローン百二十二兆円のうち、そのほとんどが変動金利であることは明らかです。そういう意味で、国民負担増を避けるために何らかの対策を考えているんでしょうか。それについてお聞きしたい。

○山本政府参考人 国民の皆様の住宅ローンに対するニーズの中身ですね。

住宅ローンに対するニーズはいろいろなものがあると思いますけれども、政策的に非常に大事な中堅所得者の若年世帯が非常に長い間にわたってローンを利用する、三十年の長きにわたって使うということであれば、固定金利である必要があると政策的に考えております。それが、今回、独立行政法人住宅金融支援機構を用意して、民間金融機関の長期固定のローンの供給を支援しようと考えてた一番のゆえんでございます。民間金融の現状は、変動が非常に短い期間の固定金利のタイプが多いことは事実でございますので、何とかして、この新しい証券化支援業務のスキームを使って長期固定のローンが安定的に供給されるようにしたいということが非常に大事だと思います。

これは民間の金融機関に協力をお願いする努力とあわせて、実際に住宅ローンを御利用になる方、国民の皆様が住宅ローンについての確かな知識を持って、長期固定の安定的なローンを御利用になれるような形に持っていくことが非常に大事だと考えておまして、先ほどちょっと御説明しましたけれども、新法人の業務として、消費者に対する住宅情報の提供を本来の仕事として位置づけました。さらに、消費者に対してさまざまなアドバイスをする住宅関連事業者に対して、住宅ローンについての講習会を推進するといふうなことに努めようと考えているのはそのためでございます。引き続き消費者に対する適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○穀田委員 情報提供は、それは最低限の当たり

前のことであって、私は、金利上昇に伴って社会問題化するという点に対して、何をのんきなことを言っているのかなと思うんです。

これは、きょう入ったマンシヨンの宣伝チラシなんです。これを見ますと、モニター制度利用というところで、月々七万円台で購入できると書いてあるんですね。これを見るとなかなかよいでしょう。しかも、渋谷区恵比寿、港区白金高輪と、こう来ますからね。これはもう驚くばかりですよ。

ところが、細かい字を見ますとなかなかでして、「ご返済例は、当初二年間のものであり三年目以降のご返済額は異なります。」年利〇・九％（二年固定）、期間三十五年、一・一％の金利優遇適用、金融情勢の変化により融資条件に変更を生じることがございますと、ほんま小さい小さい字で書いてますね。これ。こは七は大きいんですよ。あとはこんな字で見えませんか。

だから、結局金利が上ればどうなるのかという、社会問題化するという点について言うならば、いずれもこのところが焦点だということがどこから見てもわかりたいだかと思うんです。

そこで、ローンが返済できず、いわゆる焦げつきが生まれるローン破綻についてだけ聞きたい。確認したいけれども、第一に、公庫のローン破綻に陥った債権額。二つ目に、返済が六カ月以上滞った債権額。三つ目が、返済が三カ月から五カ月滞った債権額。どうなっているか、二〇〇二年と二〇〇三年の例でお答えいただきたいと思っております。

○吉井政府参考人 お答え申し上げます。

破綻先債権でございますが、平成十四年度千三百三十一億円、十五年度千四百六十三億円。六カ月以上の延滞債権、十四年度五千八百八十二億円、十五年度六千六百四十七億円。三カ月以上六カ月未満の延滞債権、十四年度三千八百七十七億円、十五年度三千八百六十六億円となっております。

○穀田委員 これを見ましても、一番目と二番目はふえている。公庫だけでも、前回の審議になったときに明らかですが、大体二万二千人近くの方々が家を手放しているという報告がありました。今後金利の上昇で一層ふえることは、何回も言っているように懸念される。

先ほど局長から、そういう丁寧なことであるんだというのを言っていましたけれども、今、公庫は確かに返済困難者に関して返済特例などによって手厚く相談に乗っています。ところが民間銀行というのは、返済が滞れば担保にした住宅をすぐ競売にかけるなど、貸しはがしのひどさは国民みんなが知っているんですよ。ローン返済困難者に対して親身になった対応をしないという現実があります。

時間もあれですから、まとめて三つ聞きたいと思うんです。

こういう銀行に対して、どういうふうな指導ができるのか。

二つ目に、融資する際の問題です。今話に出た人たちもそうなんでしょうけれども、みんなが心配しているのは、選別融資が行われるんじゃないかと心配しているんです。現実には、自営業者に対しては貸さない。民間でいうならば、労働者についても派遣社員がふえているけれども、そういう人たちについては初めから融資対象から外す、ないしは金利を上乗せさせられる。こういう現実があることは一番よく大臣も御存じだと思うんですね。こういう選別融資をさせない仕組み、担保はあるのか。二つ目。

最後に、では、こういうぐらいいで、証券化ローンとしては、直接の融資がなくなるることによって、町場の工務店、中小建設業者の多くの方々が心配されているのは、銀行が大手住宅メーカーとの提携を強めて、小さな工務店などが排除されるんじゃないか、こういう点の心配があるんですね。私は、こういう点は、本当にこれをやらないとえらいことになる。そういう点をどう考えているのかだけ最後に聞いておきたいと思っています。

○山本政府参考人 証券化支援事業の一番のポイントは、金融機関が設定しました住宅ローン債権を買い取るというところでございます。したがって、今ありまうというところでございまして、きののいろいろな対応は、従来の直接融資と全く同様に、新法人が責任を持って返済条件の変更等細かい対応をしていく。それは既に債権が新法人に移ったものについてこそそうですし、そういうふうにしていくということでございます。

それから、二番目の選別融資の問題は、これも金融機関が設定したローンを買収するわけでございますので、協定に基づいて新法人が設定した要件を超えていろいろな選別をすれば協定違反になりますので、的確に、そういうことをしないようにということをやっています。

それから、民間金融機関による住宅ローンの供給を支援する証券化支援業務をやっていますけれども、証券化ローンにつきましても、新法人が民間金融機関から債権の買い取りを行うに当たりますので、従来の公庫直接融資と同様に、客観的な基準に基づき審査を行うことを条件にします。

したがって、いろいろなことは選別をしませんし、従来の直接融資と同じように利用できますので、町場の工務店が阻害されるというような御心配はないものと考えております。

○穀田委員 それぐらいの対策で銀行の貸し渋りや貸しはがしはなくなるんだたらだれも心配しないし、外国だったら、そういう選別、差別を禁止した地域再投資法などあるわけですからね。そういうものがない日本ではおそろいならぬだろうというところだけ言って、終わります。

○橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○橋委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。穀田恵二君。

○穀田委員 政府は、これまでの公営住宅、公団住宅、金融公庫融資住宅を三本柱とした住宅政策

を大転換しようとしています。その方向は、住宅市場の条件整備など一層住宅の市場化を促進し、公共住宅政策から撤退しようとするものであります。

本法案は、三本柱の一つである住宅金融公庫を廃止するもので、政府が公共住宅政策から撤退する具体化にはかなりません。これが、反対する第一の理由です。

第二に、公庫の直接融資業務は、長期、固定、低金利の住宅ローンとして、国民の住宅取得、生活の安定、居住水準の向上等にそれなりの役割を果たしてきました。これを廃止縮小することは、住宅取得を願う国民に対する国の支援の後退です。

また、住宅ローンが民間主体となることで、銀行による融資抑制や選別融資などが広がり、住宅の質の向上誘導が低下することや、町場の住宅需要を縮小させ、工務店等の経営に悪影響を及ぼすおそれもあります。

反対理由の第三は、公庫の廃止、独立法人住宅金融支援機構の設立は、民業圧迫を理由に、安定的な投資先を求めた大手銀行の要求を全面的に受け入れ、証券化支援業務を中心とすることで住宅ローンのリスクを回避し、民間金融機関の利潤追求を応援するものであるからです。

民間にできることは民間になどとして、本来国が責任を持つて実施すべき国民への支援を投げ捨てる政府のやり方を根本的に改めることを求め、討論とします。

○橋委員長 これにて討論は終局いたしました。

○橋委員長 これより採決に入ります。

独立行政法人住宅金融支援機構法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、衛藤征士郎君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。衛藤征士郎君。

○衛藤（征）委員 ただいま議題となりました独立行政法人住宅金融支援機構法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

独立行政法人住宅金融支援機構法案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 国民がそれぞれの価値観やライフスタイル等に応じた居住を実現できるよう、需要に対応した多様な住宅資金が安定的に供給される住宅金融市場の整備に努めること。その際、従来同様に返済能力について十分審査し、職業・勤務先等の区別なく住宅資金が供給されるよう留意すること。

二 長期固定金利の住宅資金を全国あまねく供給できるよう、証券化ローンの普及に努めること。また、民間金融機関に対して、融資審査条件等の行き過ぎた厳格化により消費者を過度に選別してしまうことがないよう指導・監督が行われるよう配慮すること。

三 少子高齢化や地球環境問題に対応するため、証券化ローンに係る金利優遇措置等により、住宅のバリアフリー化、省エネルギー化等を積極的に推進すること。

四 住宅金融支援機構の理事長その他の役員
の選任においては、適切な人材を広く起用する
よう配慮すること。また、住宅金融支援機構
に対し、組織のスリム化、事務の合理化等を
促すとともに、役員及び一般職員の報酬等の
水準を、国家公務員及び民間企業と比較でき
る形でわかりやすく公表し、国民の理解を得
るよう努めること。

五 住宅ローンに係るサービスの多様化・高度
化を図る観点から、モーゲージバンクや
モーゲージブローカー等の住宅金融産業の育
成を図ること。

六 今後新たな発展を目指す我が国の住宅金融
市場において、外資系企業の過度の参入によ
り、その利益を独占的に支配されてしまうこ
とのないよう、国内企業の育成に努め、関係
省庁と連携して、市場の健全な発展を目指し
た対応をするように十分配慮すること。

委員各位の御賛同をよろしくお願いいたしま
す。

○橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

〔賛成者起立〕

○橋委員長 起立多数。よって、本動議のとおり
附帯決議を付することに決しました。

この際、国土交通大臣から発言を求められてお
りますので、これを許します。国土交通大臣北
側一雄君。

○北側国務大臣 独立行政法人住宅金融支援機構
法案につきましては、本委員会におかれまして熱
心な御討議をいただき、たゞいま可決されました
ことに深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、た
だいまの附帯決議において提起されました事項の
趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長を初め理事、委員の皆様方の御

指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。
大変にありがとうございました。

○橋委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます〕

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そ
のように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋委員長 次に、先刻付託になりました内閣提
出、総合的な国土の形成を図るための国土総合開
発法等の一部を改正する等の法律案を議題といた
します。

趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣北
側一雄君。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開
発法等の一部を改正する等の法律案
〔本号末尾に掲載〕

○北側国務大臣 ただいま議題となりました総合
的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の
一部を改正する等の法律案の提案理由につきまし
て御説明申し上げます。

我が国が人口減少時代を迎えつつある今日、国
民の不安感や不透明感が拡大する中で、国土及び
国民生活の将来の姿を示すことが極めて重要であ
ります。現在及び将来の国民に安心かつ豊かな生
活を確保するためには、その特性に応じた自立的
に発展する地域社会、国際競争力を備えた活力あ
る経済社会、地球環境の保全にも寄与する豊かな
環境等の基盤となる国土を実現することが求めら
れます。

しかし、我が国の国土政策の根幹を定める国土

総合開発計画の根拠法である国土総合開発法に
あつては、それが制定された昭和二十五年当時の
社会経済情勢を背景に、開発を基調とした量的拡
大を志向したものとなっております。このため、
地方分権や国内外の連携に的確に対応しつつ、国
土の質的向上を図り、国民生活の安全、安心、安
定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のビ
ジョンを提示する上で、計画制度を抜本的に見直
すことが急務となっております。

この法律案は、このような必要性を踏まえて提
案することとした次第です。

次に、この法律案の概要について御説明申し上
げます。

第一に、国土総合開発法について、法律の題名
を国土形成計画法に、計画の名称を国土形成計画
に改めることとしております。また、国土形成計
画を、国土の利用、整備及び保全に関する施策の
指針となる全国計画と、ブロック単位の地方ごと
に国及び都府県等が適切な役割分担のもとで連携
協力して地域の将来像を定める広域地方計画から
成るものとしております。

第二に、海域の利用及び保全、環境の保全及び
良好な景観の形成に関するところを加えるなど計画
事項を改めるとともに、地方公共団体による計画
提案制度を創設することとしております。また、
全国計画につきましても、国土利用計画法に基づ
く国土利用計画全国計画と一体のものとして定め
るものとしております。

第三に、広域地方計画制度の創設に伴い、各大
都市圏の整備に関する計画を整理するとともに、
各地方の開発促進法を廃止することとしておりま
す。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規
定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御
審議をよろしくお願い申し上げます。

○橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回、明十八日水曜日午前八時二十分理事
会、午前八時三十分委員会を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後六時十七分散会

総合的な国土の形成を図るための国土総合開
発法等の一部を改正する等の法律案
総合的な国土の形成を図るための国土総合
開発法等の一部を改正する等の法律
(国土総合開発法の一部改正)

第一条 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二
百五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
国土形成計画法

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 国土審議会の調査審議等(第四条・
第五条)

第三章 国土形成計画の策定(第六条―第十
二条)

第四章 国土形成計画の実施(第十三条・第
十四条)

第五章 補則(第十五条・第十六条)

附則

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中
「国土を総合的に利用し、開発し、及び保全
し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて
社会福祉の向上に資する」を「国土の利用、整備
及び保全を推進するため、国土形成計画の策定
その他の措置を講ずることにより、国土利用計
画法(昭和四十九年法律第九十二号)による措置
と相まつて、現在及び将来の国民が安心して豊
かな生活を営むことができる経済社会の実現に
寄与する」に改める。

第二条の見出しを「(国土形成計画)」に改め、
同条第一項中「国土総合開発計画」を「国土形成

計画」に、「国又は地方公共団体の施策」を「国土の利用、整備及び保全(以下「国土の形成」という。を推進するため」に、「且つ」を「かつ」に、「左」を「次に」に改め、同項第一号中「天然資源を「国土資源」に改め、「利用」の下に「及び保全」を加え、同項第五号を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「農村」を「農山漁村」に改め、「調整」の下に「並びに整備」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「水害」を「震災、水害」に改め、「防除」の下に「及び軽減」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 海域の利用及び保全(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。)に関する事項

第二条第一項に次の三号を加える。
六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

第二条第二項を次のように改める。
2 前項の国土形成計画は、第六条第二項に規定する全国計画及び第九条第二項に規定する広域地方計画とする。
第二条第三項から第六項までを削る。
第二章の章名を削る。
第三条を次のように改める。
(国土形成計画の基本理念)

第三条 国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科

学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活並びに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、当該施策に係る国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定めるものとする。

2 国土形成計画は、総合的な国土の形成に関する施策の実施に関し、地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立つて行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされることとなるよう定めるものとする。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 国土審議会の調査審議等

第四条第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同項を同条第三項とする。

第三章の章名を削り、第五条の次に次の章名を付する。

第三章 国土形成計画の策定

第六条及び第七条を次のように改める。
(全国計画)

第六条 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国の区域について、国土形成計画を定めるものとする。
2 前項の国土形成計画(以下「全国計画」という)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国土の形成に関する基本的な方針
二 国土の形成に関する目標
三 前号の目標を達成するために全国的な見地から必要と認められる基本的な施策に関する事項

3 全国計画は、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定により全国計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、都道府県及び指定都市地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。の意見を聴き、並びに国土審議会の調査審議を経なければならない。

6 国土交通大臣は、全国計画について第四項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

7 全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。
(全国計画に係る政策の評価)

第七条 国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)第六条第一項の基本計画を定めるときは、同条第二項第六号の政策として、全国計画を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による公表の日から二年を経過した日以後、行政機関が行う政策の評価に関する法律第七条第一項の実施計画を初めて定めるときは、同条第二項第一号の政策として、全国計画を定めなければならない。

第七条の二を削る。

第八条から第十条までを次のように改める。
(全国計画に係る提案等)

第八条 都道府県又は指定都市は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、当該都道府県又は指定都市の区域内における第二条第一項各号に掲げる事項に関する施策の効果を一層高めるために必要な全国計画の案(全国計画の変更の案を含む。以下この条において同じ。)を作成することを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る全国計画の案の素案を添えなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の全部又は一部を実現することとなる全国計画の案をいう。第四項において同じ。)を作成する必要があるかどうかを判断し、当該全国計画の案を作成する必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案(計画提案に係る全国計画の案の素案の一部を実現することとなる全国計画の案をいう。)を作成しようとする場合において、第六条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により国土審議会における調査審議を経ようとするときは、当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出しなければならない。

4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた全国計画の案を作成する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした都道府県又は指定都市に通知しなければならない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、国土審議会に当該計画提案に係る全国計画の案の素案を提出してその意見を聴かなければなら

い。
(広域地方計画)
第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域(以下「広域地方計画区域」という。)について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。

一 首都圏(埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
二 近畿圏(京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
三 中部圏(愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。)
四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域

2 前項の国土形成計画(以下「広域地方計画」という。)には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針
二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策
四 当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを(含む)に関する事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、広域地方計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
5 前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。
(広域地方計画協議会)
第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市(以下この条において「国の地方行政機関等」という。)により、広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村(指定都市を除く。)、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。
3 第一項の協議を行うための会議(第六項において「会議」という。)は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 一の地方行政機関等の長又はその指名する職員
二 前項の規定により加わつた地方公共団体の長又はその指名する職員
三 前項の規定により加わつた者(地方公共団体を除く。)の代表者又はその指名する者
四 協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

5 協議会は、前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
6 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。
第十條の二を削る。
第十一條を次のように改める。
(広域地方計画に係る提案等)
第十一條 広域地方計画区域内の市町村(協議会の構成員である市町村を除く。)は、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、国土交通省令で定めるところにより、都府県を経由して、当該市町村の区域内における第二條第一項各号に掲げる事項に關する施策の効果を一層高めるために必要な広域地方計画の策定又は変更をすることを提案することができ、この場合においては、当該提案に係る広域地方計画の素案を添えなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。第四項において同じ。)をする必要があるかどうかを判断し、当該広域地方計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
3 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更(計画提案に係る広域地方計画の素案の内容の一部を実現することとなる広域地方計画の策定又は変更をいう。)をしようとする場合において、第九條第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(の規定により協議会における協議を経ようとするときは、当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出しなければならない。
4 国土交通大臣は、当該計画提案を踏まえた広域地方計画の策定又は変更をする必要がな

いと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。
5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。
第十一條の二及び第十一條の三を削る。
第十二條を削る。
第十一條の四第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第三章中同条を第十二條とする。
第四章の章名を次のように改める。
第四章 国土形成計画の実施
第十三條を削る。
第十三條の二の見出し中「特定地域総合開発計画」を「広域地方計画」に改め、同条第一項を次のように改める。
広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
第十三條の二を第十三條とする。
第十五條を第十六條とする。
第十四條中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条を第十五條とする。
第十三條の三(見出しを含む。)(中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、第四章中同条を第十四條とする。
(国土利用計画法の一部改正)
第二條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。
第一條中「講ずることにより」の下に「、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五號)による措置と相まつて」を加える。
第五條第六項中「の要旨」を削る。

いと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。
5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。
第十一條の二及び第十一條の三を削る。
第十二條を削る。
第十一條の四第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第三章中同条を第十二條とする。
第四章の章名を次のように改める。
第四章 国土形成計画の実施
第十三條を削る。
第十三條の二の見出し中「特定地域総合開発計画」を「広域地方計画」に改め、同条第一項を次のように改める。
広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
第十三條の二を第十三條とする。
第十五條を第十六條とする。
第十四條中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条を第十五條とする。
第十三條の三(見出しを含む。)(中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、第四章中同条を第十四條とする。
(国土利用計画法の一部改正)
第二條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。
第一條中「講ずることにより」の下に「、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五號)による措置と相まつて」を加える。
第五條第六項中「の要旨」を削る。

いと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。
5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。
第十一條の二及び第十一條の三を削る。
第十二條を削る。
第十一條の四第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第三章中同条を第十二條とする。
第四章の章名を次のように改める。
第四章 国土形成計画の実施
第十三條を削る。
第十三條の二の見出し中「特定地域総合開発計画」を「広域地方計画」に改め、同条第一項を次のように改める。
広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
第十三條の二を第十三條とする。
第十五條を第十六條とする。
第十四條中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条を第十五條とする。
第十三條の三(見出しを含む。)(中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、第四章中同条を第十四條とする。
(国土利用計画法の一部改正)
第二條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。
第一條中「講ずることにより」の下に「、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五號)による措置と相まつて」を加える。
第五條第六項中「の要旨」を削る。

いと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。
5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。
第十一條の二及び第十一條の三を削る。
第十二條を削る。
第十一條の四第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第三章中同条を第十二條とする。
第四章の章名を次のように改める。
第四章 国土形成計画の実施
第十三條を削る。
第十三條の二の見出し中「特定地域総合開発計画」を「広域地方計画」に改め、同条第一項を次のように改める。
広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
第十三條の二を第十三條とする。
第十五條を第十六條とする。
第十四條中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条を第十五條とする。
第十三條の三(見出しを含む。)(中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、第四章中同条を第十四條とする。
(国土利用計画法の一部改正)
第二條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。
第一條中「講ずることにより」の下に「、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五號)による措置と相まつて」を加える。
第五條第六項中「の要旨」を削る。

いと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした市町村に通知しなければならない。
5 国土交通大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、協議会に当該計画提案に係る広域地方計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。
第十一條の二及び第十一條の三を削る。
第十二條を削る。
第十一條の四第一項中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第二項中「聞いて」を「聴いて」に改め、第三章中同条を第十二條とする。
第四章の章名を次のように改める。
第四章 国土形成計画の実施
第十三條を削る。
第十三條の二の見出し中「特定地域総合開発計画」を「広域地方計画」に改め、同条第一項を次のように改める。
広域地方計画が定められた広域地方計画区域内の都府県又は市町村は、当該広域地方計画を実施する上で必要があると認める場合においては、単独で又は共同して、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
第十三條の二を第十三條とする。
第十五條を第十六條とする。
第十四條中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条を第十五條とする。
第十三條の三(見出しを含む。)(中「総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、第四章中同条を第十四條とする。
(国土利用計画法の一部改正)
第二條 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二號)の一部を次のように改正する。
第一條中「講ずることにより」の下に「、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五號)による措置と相まつて」を加える。
第五條第六項中「の要旨」を削る。

(首都圏整備法の一部改正)

第三条 首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「に基づく事業」を削る。

第二十一条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「整備計画」には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを「首都圏整備計画」は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項について「に」改め、同項ただし書を削り、同項第二号中「下に掲げる事項」の下に「のうち、それぞれその根幹となるべきもの(首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。)」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「掲げるもの」の下に「のうち、それぞれその根幹となるべきもの(首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。)」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項

第二十一条第三項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 首都圏整備計画は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

第二十一条第四項中「整備計画」を「首都圏整備計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 首都圏整備計画の実施

第二十八条中「事業計画に基づく」を「首都圏整備計画に基づく」に、「基く命令」を「基づく命令」に改める。

第二十九条第一項中「整備計画及び事業計画」を「首都圏整備計画」に改め、同条第二項中「整備計画又は事業計画」を「首都圏整備計画」に、「採られた」と「とられた」に改める。

第三十条の見出し中「整備計画」を「首都圏整備計画」に改め、同条中「きいて整備計画」を「聴いて首都圏整備計画」に、「基いて」を「基づく」に、「採られた」と「とられた」に改める。

第三十一条中「事業計画に基づく」を「首都圏整備計画に基づく」に改める。

第三十二条中「整備計画又は事業計画に基づく」を「首都圏整備計画に基づく」に改める。

第三十三条中「事業計画」を「首都圏整備計画」に改める。

(近畿圏整備法の一部改正)

第四十条 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「に基づく事業」を削る。

第八条第一項及び第二項を次のように改める。

近畿圏整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 近畿圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他近畿圏の整備に関して基本となるべき事項

二 近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項

三 産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備に関する事項

2 近畿圏整備計画は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

第八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 近畿圏整備計画の実施

第十六条中「事業計画」を「近畿圏整備計画」に改める。

第十七条の見出しを「(協力、勧告及び公表)」に改め、同条第一項中「基本整備計画及び事業計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条第二項中「基本整備計画又は事業計画」を「近畿圏整備計画」に、「採られた」と「とられた」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

第十八条の見出し中「基本整備計画」を「近畿圏整備計画」に改め、同条中「きいて基本整備計画」を「聴いて近畿圏整備計画」に、「採られた」と「とられた」に改める。

第十九条及び第二十一条中「事業計画」を「近畿圏整備計画」に改める。

第五十条 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「に基づく事業」を削る。

第八条第三項を次のように改める。

3 中部圏開発整備法地方協議会は、次に掲げる者をもつて組織する。

一 関係県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の市長

二 関係県及び関係指定都市の市長

三 関係市の市長 関係指定都市の市長を除く。を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

四 関係市の市長 関係指定都市の市長を除く。を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

五 関係町村の町村長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

六 関係町村の議会の議長を代表する者として関係県の知事が協議して指名する者

七 学識経験のある者のうちから関係県の知事が協議して指名する者

第八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第九条第一項を削り、同条第二項前段中「基本開発整備計画以下(基本計画という。)」には、次に掲げる事項を「中部圏開発整備計画」は、次に掲げる事項について「に」改め、同項後段を削り、同項第一号を次のように改める。

一 中部圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他中部圏の開発及び整備に関して基本となるべき事項

第九条第二項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 中部圏開発整備計画は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

第九条第三項を削る。

第十条(見出しを含む。中「基本計画」を「中部圏開発整備計画」に改める。

第十一条第一項中「基本計画」を「中部圏開発整備計画」に改め、同条第三項中「事業計画」については、審議会及び関係県」を削り、同条第四項中「基本計画」を「中部圏開発整備計画」に改める。

第十二条第三項中「事業計画については、審議会及び関係県」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 中部圏開発整備計画の実施

第十七条中「事業計画」を「中部圏開発整備計画」に改める。

第十八条の見出しを「(協力、勧告及び公表)」に改め、同条第一項中「基本計画及び事業計画」を「中部圏開発整備計画」に改め、同条第二項中「基本計画又は事業計画」を「中部圏開発整備計画」に、「採られた」と「とられた」に改め、同条に次の一項を加える。

「に」改める。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

第十九条の見出し中「基本計画」を「中部圏開発整備計画」に改め、同条中「きいて基本計画」を「聴いて中部圏開発整備計画」に、「採られた」を「とられた」に改める。

第二十条中「事業計画」を「中部圏開発整備計画」に改める。

(東北開発促進法等の廃止)

第六条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 東北開発促進法(昭和三十一年法律第百十号)

二 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十号)

三 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)

四 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)

五 中国地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十二号)

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国土形成計画法(以下単に「国土形成計画法」という。)第六条第四項の規定による全国計画の案の作成については、国土審議会が、この法律の施行前においても調査審議することができる。

3 国土形成計画法第六條第一項の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、国土形成計画法第九條から第十一條まで及び第十三條の規定は、適用しない。

(国土総合開発法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日以後国土形成計画法第六條第一項

第一類第十号 国土交通委員會議録第十七号

平成十七年五月十七日

の規定により国土形成計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の国土総合開発法第七條第一項の規定により作成されている全国総合開発計画を国土形成計画法第六條第一項の規定により定められた国土形成計画とみなす。

2 前項の規定により国土形成計画法第六條第一項の規定により定められた国土形成計画とみなされる全国総合開発計画については、国土形成計画法第七條及び第八條の規定は、適用しない。

(首都圏整備法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日以後第三条の規定による改正後の首都圏整備法(以下この条において「新法」という。)第二十一條第一項の首都圏整備計画が新法第二十二條第一項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の首都圏整備法(以下この条において「旧法」という。)第二十二條第一項の規定により決定されている旧法第二十一條第一項の首都圏整備計画(同項の基本計画及び整備計画に係る部分に限る。)を新法第二十二條第一項の規定により決定された新法第二十一條第一項の首都圏整備計画とみなす。

(近畿圏整備法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日以後第四条の規定による改正後の近畿圏整備法(以下この条において「新法」という。)第八條第一項の近畿圏整備計画が新法第九條第一項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の近畿圏整備法(以下この条において「旧法」という。)第九條第一項の規定により決定されている旧法第八條第一項の近畿圏整備計画(同項の基本整備計画に係る部分に限る。)を新法第九條第一項の規定により決定された新法第八條第一項の近畿圏整備計画とみなす。

(中部圏開発整備法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日以後第五条の規定による改正後の

中部圏開発整備法(以下この条において「新法」という。)第九條第一項の中部圏開発整備計画が新法第十一條第三項の規定により決定されるまでの間においては、この法律の施行の際現に第五條の規定による改正前の中部圏開発整備法(以下この条において「旧法」という。)第十一條第三項の規定により決定されている旧法第九條第一項の中部圏開発整備計画(同項の基本開発整備計画に係る部分に限る。)を新法第十一條第三項の規定により決定された新法第九條第一項

の中部圏開発整備計画とみなす。

(東北開発促進法等の廃止に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に作成されている次の表の上欄に掲げる計画については、同表の下欄に掲げる法律の規定は、施行日から三年を経過する日(その日までに当該計画の対象区域の全部について国土形成計画法第九條第一項の規定により国土形成計画が定められた場合には、当該国土形成計画が定められた日)までの間は、なおその効力を有する。

第六條の規定による廃止前の東北開発促進法	第六條の規定による廃止前の東北開発促進法
第三條第一項の東北開発促進計画	第六條の規定による廃止前の九州地方開発促進法
第六條の規定による廃止前の九州地方開発促進法	第六條の規定による廃止前の四国地方開発促進法
第三條第一項の九州地方開発促進計画	第六條の規定による廃止前の北陸地方開発促進法
第六條の規定による廃止前の四国地方開発促進法	第六條の規定による廃止前の中国地方開発促進法
第三條第一項の四国地方開発促進計画	
第六條の規定による廃止前の北陸地方開発促進法	
第三條第一項の北陸地方開発促進計画	
第六條の規定による廃止前の中国地方開発促進法	
第三條第一項の中国地方開発促進計画	

(地方税法等の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「第二條第六項」を「第二條第五項」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十六條第二項第二十二号

二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第三十七條第一項の表第七号及び第六十五條の七第一項の表第七号

三 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二條第二項第一号又

(離島振興法の一部改正)

第八條 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項から第七項までを一項ずつ

繰り上げ、同條第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第十項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同條第九項とする。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第九條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第二十一條第三項の整備計画」を「第二條第二項に規定する首都圏整備計画」に改め、同條第四項を削り、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中「行なわれる」を「行われる」に、「あわせて」を「併せて」に改め、

同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第三十一条及び第三十二条中「近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画」を「近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に改める。

第三十三条第一項中「に基づく財政再建団体」を「第二十二條第四項に規定する準用財政再建団体」に、「以下この条において「財政再建団体」という。が近郊整備地帯事業計画又は都市開発区域事業計画」を「近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に、「自治大臣」を「総務大臣」に、「同法第三條第四項において準用する同条第一項を「同項において準用する同法第三條第一項に、「承認に当つて」を「同意に当たつて」に改め、同条第二項を削る。

(首都高速道路公団法の一部改正)

第十条 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第二十一條第三項の整備計画に基づき」を「第二條第二項に規定する首都圏整備計画に基づき」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第十一条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中「の各号」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二條第一項に規定する国土形成計画法

第四十一條中「の各号」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の二を第七号とする。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

第十二條 次に掲げる法律の規定中「第八條に規

定する基本整備計画」を「第二條第二項に規定する近畿圏整備計画」に改める。

一 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第百四十五号)第三條第一項

二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第三條第一項

(河川法等の一部改正)

第十三條 次に掲げる法律の規定中「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。

一 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六條第二項

二 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第四條第三項

三 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百一十二号)第四條第三項

四 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第四條第二項

五 集落地域整備法(昭和六十二年法律第六十三号)第四條第三項

六 多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)第七條第三項及び第二十二條第四項

(山村振興法の一部改正)

第十四條 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「国土総合開発計画」を「国土形成計画法」に、「国土総合開発計画」を「国土形成計画法」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十五條 次に掲げる法律の規定中「第二十一條第三項の整備計画」を「第二條第二項に規定する首都圏整備計画」に改める。

一 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一十号)第四條第三項

二 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関

する法律(昭和四十一年法律第百四十四号)第二條第一項

(流通業務市街地の整備に関する法律及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十六條 次に掲げる法律の規定中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。

一 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百一十号)第三條の二第四項

二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第三條の二第四項

(中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律の一部改正)

第十七條 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百一十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「第九條に規定する基本開発整備計画」を「第二條第二項に規定する中部圏開発整備計画」に改める。

(都市計画法及び景観法の一部改正)

第十八條 次に掲げる法律の規定中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、「地方総合開発計画、都府県総合開発計画」を削る。

一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十三條第一項

二 景観法(平成十六年法律第百一十号)第八條第四項

(工業再配置促進法の一部改正)

第十九條 工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条第三項中「全国総合開発計画」を「国土形成計画」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第二十條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法

律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第五項中「国土総合開発計画」を「国土形成計画」に改め、同条第六項中「各号」を「各号のいずれにも」に改める。

(食料・農業・農村基本法等の一部改正)

第二十一條 次に掲げる法律の規定中「開発を「整備」に改める。

一 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六十六号)第十五條第四項

二 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第十一條第五項

三 社会資本整備重点計画法(平成十五年法律第二十号)第六條

(沖繩振興特別措置法の一部改正)

第二十二條 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第百一十五條第二項を次のように改める。

2 国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第九條の規定は、沖繩については、適用しない。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第二十三條 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六條第一項中「第二條第八項」を「第二條第七項」に改める。

附則第三十五條第一項中「第二條第七項」を「第二條第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「第二條第八項」を「第二條第七項」に改める。

(高速道路株式会社法の一部改正)

第二十四條 高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「第二十一條第三項に規定する整備計画」を「第二條第二項に規定する首都圏整備計画」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十五條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「全国総合開発計画」を「国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）第六條第二項に規定する全国計画」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第二十六條 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「国土総合開発法」を「国土形

成計画法」に改め、「東北開発促進法（昭和三十一年法律第百十号）、九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）、四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）、北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）、中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）を削る。

附則第五條の表に次のように加える。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第号）附則第六條に規定する日

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法（昭和三十一年法律第百十号）、旧九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）、旧四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）、旧北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）及び旧中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）

（政令への委任）

第二十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

総合的な国土の形成を図るため、国土総合開発計画の計画事項を拡充し、その名称を国土形成計画とするとともに、都府県総合開発計画の廃止及び広域地方計画の創設、国土利用計画、首都圏整備計画その他の關係する計画制度との所要の調整等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年五月二十四日印刷

平成十七年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C